

平成28年第4回定例会

四 万 十 町 議 会 会 議 録

平 成 2 8 年 1 2 月 1 3 日 (火曜日)

議 事 日 程 (第2号)

第1 一般質問

~~~~~

本 日 の 会 議 に 付 し た 事 件

日程第1

~~~~~

出 席 議 員 (18名)

1 番	橋 本 章 央 君	2 番	林 健 三 君
3 番	古 谷 幹 夫 君	4 番	緒 方 正 綱 君
5 番	岡 峯 久 雄 君	6 番	下 元 真 之 君
7 番	岩 井 優 之 介 君	8 番	水 間 淳 一 君
9 番	吉 村 アツ子 君	10 番	味 元 和 義 君
11 番	下 元 昇 君	12 番	堀 本 伸 一 君
13 番	楨 野 章 君	14 番	武 田 秀 義 君
15 番	中 屋 康 君	16 番	西 原 真 衣 君
17 番	酒 井 祥 成 君	18 番	橋 本 保 君

~~~~~

欠 席 議 員 (0名)

~~~~~

説 明 の た め 出 席 し た 者

町 長	中 尾 博 憲 君	副 町 長	森 武 士 君
政 策 監	山 脇 光 章 君	会 計 管 理 者	左 脇 淳 君
総務課長兼選挙管理委員会事務局長	樋 口 寛 君	危機管理課長	野 村 和 弘 君
危機管理課副課長	川 上 武 史 君	企 画 課 長	敷 地 敬 介 君
農林水産課長	長谷部 卓 也 君	商工観光課長	下 藤 広 美 君
税 務 課 長	永 尾 一 雄 君	町民環境課長	植 村 有 三 君

建設課長	佐竹 一夫 君	健康福祉課長	山本 康雄 君
上下水道課長	高橋 一夫 君	教育委員長	谷脇 健司 君
教 育 長	川上 哲男 君	教 育 次 長	熊谷 敏郎 君
学校教育課長	杉野 雅彦 君	生涯学習課長	辻本 明文 君
農業委員会事務局長	西谷 久美 君	政 策 監	田辺 卓 君

大正地域振興局

局長兼地域振興課長	山脇 一生 君	町民生活課長	佐々木 優子 君
-----------	---------	--------	----------

十和地域振興局

局長兼地域振興課長	竹本 英治 君	町民生活課長	林 久志 君
-----------	---------	--------	--------

~~~~~

事 務 局 職 員 出 席 者

|         |          |   |   |         |
|---------|----------|---|---|---------|
| 事 務 局 長 | 宮地 正人 君  | 次 | 長 | 酒井 弘恵 君 |
| 書 記     | 國澤 みやこ 君 |   |   |         |

~~~~~

午前 9 時 32 分 開会

○議長（橋本保君） 皆さん、改めましておはようございます。

ただいまより平成 28 年第 4 回四万十町議会定例会第 7 日目の会議を開きます。

本日の議事日程はお手元に配付のとおりであります。

~~~~~

○議長（橋本保君） 日程第 1、一般質問を行います。

一般質問は発言通告書受付順に従い、発言を許可することにします。

14 番武田秀義君の一般質問を許可します。

○14 番（武田秀義君） 改めまして、おはようございます。私も議員になって一般質問をやってきましたけれども、今回が初めてのトップということで、大変緊張しておりますので、どうかお手柔らかに答弁のほう、よろしくお願いしたいというふうに思います。

まず初めに、今朝の新聞に喜ばしい記事が載っておりました。全国お米日本一コンテストにおいて、当町の仁井田のにこまるの森光幸一さんが作られた米が優秀賞というか日本一に輝いたと。また、嶺北地域、土佐市の地域も併せて一番になるという、高知県の米どころが確定されたかなというような、大変うれしいニュースがありました。米産地の当町、四万十町がお米をさらに、こういうところを契機に売り出していくといいのかなというふうに思います。本当に、どうもおめでとうございますとまず言わせていただいて、議長の許可をいただきましたので、一般質問に入らせていただきます。

通告書の内容が人材育成と商工観光振興ということで、まずその人材育成についてから入らせていただきますが、二番目のまちづくりについてという部分は、一番、二番と項目はつくっておりますが、ほとんど関連しているような内容ですので、併せて進めていただくようになるとと思いますので、よろしくお願いしたいというふうに思います。

それでは、まず一番目の人材育成、一番に現在の公設塾の振興状況はどうなっておるかという内容ですが、11 月 1 日あたりから町長が進めてこられた人材育成の中での公設塾が開設されて、1 か月ちょっとたったわけなんです、その現在の振興状況というところをちょっと聞かせていただいたらというふうに思いますので、よろしくお願いします。

○議長（橋本保君） 政策監山脇光章君。

○政策監（山脇光章君） 現在の町営塾について、簡単にご説明をさせていただきます。

かねてから計画を立てておりました町内高校生対象の町営塾、「じゅうく。」と銘打って 11 月 1 日に開校いたしました。運営に当たりましては、スタッフ 6 名、講師代行派遣に

よる委託業者から3名、地域おこし協力隊3名、この6名で現在、運営に当たっております。特に窪川高校を主とした窪川教室、農村環境改善センター、四万十高校生を主にした四万十を大正地域振興局3階の会議室で開催しております、現在は週4日、月曜日、木曜日が窪川、火曜日、金曜日が四万十で開催しております、土曜日においては隔週で両地域で行っております。

現在の通塾届のある生徒数でございますが、窪川高校生が17名、四万十高校生が18名の通塾届があり、日々8人から10人ぐらいいは来ていただいて、スタッフと共に勉学に励んでいる状況です。

以上です。

○議長（橋本保君） 14番武田秀義君。

○14番（武田秀義君） ありがとうございます。生徒数が17名ぐらい、両方、窪川と四万十高校の生徒17名ぐらいが両方で参加していただいております。今、生徒の参加が8名から12名というふうにお伺いしましたけれども、せっかくやられておるのに参加の人数が、今お聞きするとちょっと少ないのかなという、17名もいるのに全員が参加していないというのはどういうことなのかなというふうに今、思いましたので、この1か月ちょっとやってきた中で、問題点とか、そういった課題をつかんでおるようでしたら、その辺をお伺いしたいと思います、よろしくお願いします。

○議長（橋本保君） 政策監山脇光章君。

○政策監（山脇光章君） 通塾生徒は先ほども申したとおり17名と18名です。日々、実際は8名から12名が交互に来ていただいておりますが、学校の状況、クラブの状況、家庭状況にもよりまして、日々来ていただいているのはまちまちであります。一月ちょっとたちましたが、週に2日ですので、なかなか全員の生徒と個別面談のもと、生徒個人の進路希望等、定まっていない生徒が多い中、個人の考え等をまだ全て把握できないことがちょっと、現在は課題であります。また、生徒はこの塾に勉強、学習の場の雰囲気、新たな場所として居心地等を求めて来ていただいておりますし、実際来てからスタッフと個別指導、面談を行っておりますが、新たな学習への発見等も見出している生徒もおります。意欲のある生徒は、開講日は全て来ていただいておりますが、若干まだ単発的にしか来ていただいている生徒がおりますので、そこへのアプローチ、フォローをしっかりとることをしていきながらPRもしていかなければならない、ここが現在の課題であります。

○議長（橋本保君） 14番武田秀義君。

○14番（武田秀義君） 生徒も、この塾ができたことによって自分の学力を上げたいと思う子が参加しているというふうにも思いますし、進路によって勉強の仕方も変わってくるというところもあるかと思いますが、なかなか現在の段階で進路も決まっていな子になると、勉強してもどういう内容の勉強をしたらいいのかというようなところもあると思いますが、あと一点、17名ぐらいの参加が、全員が高校3年生なのか、内容的なところを少し教えていただきたいと思いますが。

○議長（橋本保君） 政策監山脇光章君。

○政策監（山脇光章君） 窪川のほうでございしますが、1年生が9名、2年生が5名、3年生が3名の17名の通塾届がございします。四万十のほうは、1年生が10名、2年生が7名、3年生が1名の18名の通塾届で、実際、3年生は推薦、AO入試も含め、ほぼ大学等への希望するところは決まっている生徒もおりますし、就職の面でも既に決まっている3年生もおりますので、この前の期末試験では多くの3年生も来ておりましたが、ちょっと現在は3年生の参加が少ないというのが現状でございします。

○議長（橋本保君） 14番武田秀義君。

○14番（武田秀義君） そうですね。これもう、今の数字を見ても3年生が窪川高校3名、四万十高校1名と、実際、高校を対象としたこの公設塾だと、3年生にもっと来てもらいたいのかなというふうにも思いますし、けど、かといって1年生のときから学力を向上するというところでも、ある一定、四万十高校は10名ということですので、今から3年後に向けてやっていくところでは非常に大きな効果が出ているのかなというふうに思います。

あと、三番目に入るわけなのですが、公設塾、四万十町には二つの高校があるわけなのですが、以前、私の一般質問で、高校の存続というような質問をさせていただきましたが、高校を存続させるためにも、両方の高校から出ていった人らがこっちへ戻ってもらうというような一つの仕掛けというところもありますし、学力を上げていく、落ちこぼれの人をなくしていくというようなことも含まれておりますが、二つの高校を存続するということで、なぜ中学生を対象にしていないのかなということが、私の一つの疑問があるわけなんです。四万十高校と窪川高校を存続させるのには、現在の中学生在が地元の高校へ上がってもらうと。そういうために、なぜ中学生を公設塾の対象にしていないのかなという疑問があるのですが、そこについて少しお答えをいただきたいというふうに思います。

○議長（橋本保君） 政策監山脇光章君。

○政策監（山脇光章君） 議員おっしゃられたとおり、この町営塾は町内高校の存続と魅力化、持続可能な学校づくりを目標としたもので、町内高校に在籍する生徒を限定とした塾であります。現在、中学生以下、小学生もそうですが、特に窪川地域では民間の学習塾、進学塾もあります。無料である町営塾との利害関係等も含め、中学生を対象とするならば通常の学習塾、進学塾とは違う町営塾のスタイルを確立して、ご理解と周知を徹底させる必要もございます。

中学生へのアプローチにつきましては、町営塾のほうではお試し体験、また町営塾スタッフが中学校、小学校へ行っての出前講座等を含め、町営塾のアピールをするわけですが、要は高校と中学校との連携が密になされなければならないと思います。四万十高校では、ご承知のとおり地元の中学校とは中高連携で進んでおりますが、窪川高校についてはまだまだ中高連携のほうが、体制が整っておりません。そこで、高校の中へ入ってまではなかなか町としてもできませんので、中学校を起点に高校へも働きかけ、中学生が窪川高校生、お兄さん、お姉さんを見る機会、交流する機会を設けながら窪川高校の魅力を発信できる体制を町営塾としても応援していきたいと考えております。

以上です。

○議長（橋本保君） 町長中尾博憲君。

○町長（中尾博憲君） 私のほうからもお答えを申し上げたいと思います。

議員ご承知のとおり、高等学校については我が教育委員会の裁量といいますか管轄ではありませんので、今回こういった、我々が手を出せるといいますか、町として支援できる体制ということで公設塾の運営を始めたところです。ただ、小中学校においては、特に中学校においては、それこそ教育委員会の本来の管轄業務でございますので、やはりそれは学校現場と教育委員会がしっかり教育現場の中で教育していくという基本的な考え方を持っておりまして、直ちに今、そういった塾の中身についてはそれぞれ、中学生も勉強していただきたいと思いますけれども、一つの学校選択の意味において、ただやっぱり高等学校についてはこういった公設塾、中学校においてはやはり教育現場からしっかりした学習指導を道徳教育、様々な部分においてやるべきじゃないかというふうに自分自身は考えておりますので、今回直ちに中学生を対象にしたらということは考えておりませんでした。

もう一点、やはり中学校の子どもを対象にした塾というのは町内にございますので、そういった観点からも、そういった事業者といいますか、塾を経営されている方等々にも一

定配慮しなければならないかなという考え方を持って、直ちには対象としておりません。

以上のようなことでございます。

○議長（橋本保君） 14番武田秀義君。

○14番（武田秀義君） それはもう、確かに言われるとおり、民間というか民業を圧迫するためになってはならないというのはもう、おっしゃるとおりなわけですが、一般の、一般というか既存の塾に行く生徒というのは多分、窪川高校、四万十高校に行くために塾に行っている方は少ないんじゃないかなと。市内の高校へ進学するために、自分の学力を上げるために既存の塾に通っている生徒が多いんじゃないかなと。私が言いたいのは、地元の高校に上がってもらう生徒を対象に塾を、中学生を入れたらどうかという観点なわけで、生徒を募集するときにもう、窪川高校か四万十高校へ進学することを条件にすれば、中学生を対象にした公設塾が意味のあるものになるんじゃないかと。それが四万十高校と窪川高校の存続にもつながっていくわけですし、あと、塾になかなか費用の面でやっぱり通えないと、行きたいけれど費用の面で通えないという、経済的な事情によって行けない方もおられると思うので、そういった意味で町が開設した公設塾というのは意味がある、そのための意味がある取組じゃないかなと。一般の父兄の方と少し話をすることが、中学生の子どもさんを抱えておる父兄と話をする機会があったわけなんですけど、何で中学生が対象じゃないのかと。中学生があれやったらもう即座に入れて、窪川高校へ進学させるのにと。なかなか学力が合格するラインに達していない子どもにとっては、この時期でのタイミングでの塾の開設というのはすごい期待をしておったわけなんですけど、ふたをあけてみると高校生だけということで、かなり落胆されたのをお聞きしておるんですが、そういった、要は窪川高校、四万十高校へ入学することを限定にした塾の内容という、そのために中学生という考えはないのかあるのかを聞かせていただきたい。

○議長（橋本保君） 町長中尾博憲君。

○町長（中尾博憲君） お答え申し上げます。

武田議員がご指摘のとおり、そういう考え方も確かにあると思います。ただ、私のほうが従来から申し上げておりますように、この地域で本当に学力を高めることができる環境、そして地域に高校生の姿が見える環境というのは、今言われたようにやはり地域の学校へ進んでいただくということだと思います。これは私の子ども未来塾の集大成の、高等学校への公約の一つの塾の創設ということでございますので、やはり、ここから例えば高知市で下宿をさせて学習にいいしんでいただけるというよりも、やはり地元で勉強ができ

る環境というのが一番の思いでございましたので、今回こういうふうになっておりますが、今、議員のご指摘のとおり、今後またそういった方の申し出に沿えるような形での検討もさせていきたいと思ひます。

今、この1か月間やった関係で、先ほどと前後しますけれども、やはり今回の塾生については本当に春から準備をしておりましたがなかなか、開設が11月になってしまいました。今後、こういった機会を通じて、やはり今後、高校の選択の段階からこういった公設塾を含めてこのまちで勉強ができる、スポーツもできるというような環境をつくっていくということが、ちょっと今回は11月開設でございましたので、なかなか高校の選定の段階での情報が出ていなかった関係もあります。ですから今、こういった状況でおりますけれども、今後はこういった機会を通してなるべく住民の皆さん方に周知をさせていただいて、やはり学ぶ意欲をしっかりと持ってもらふような子ども育ての中で、この町内のそれぞれの学校を選択していただく、そういうことにつながればと思っておりますので、今議員のご指摘のとおり、そういった部分も今後は早急に検討させていただいて、対応していきたいと思ひます。

○議長（橋本保君） 14番武田秀義君。

○14番（武田秀義君） 分かりました。でも、子どもたちにとってはこの1か月、2か月が自分の将来に大きく影響してくるわけなんですよ。このたった1か月ちょっとで、私がなぜこれを質問しているかという、そんなに悠長なことを、子どもたち、実際当事者にとっては悠長なことを言っている時間がないというのがあるので、早い段階でいろいろな検証もして、方向もかじも取りながらやっていかないと、高校の存続にしても定数割れしたら切られるわけなので、そんな悠長なことを言っているわけにはいかないのかなと。

先ほど、政策監のほうからありましたけど、高校と中学校の連携がとれていないと。じゃ、早い段階でそれも連携を、縦割りの連携をとらないと、それをとれていないから何もできないというんじゃ、何のための存続に対して子どもたちに対しての施策なのか分からないというのがありますので、その辺を真剣に、スピード感を持って取り組んであげないと、せっかくのこの公設塾が本当にただやっただけになりかねんのかなという感じがします。目的はもう、とにかく四万十高校と窪川高校の、唯一四万十町には2校の高校が存在しているわけなので、それをやはり残すと。残すには窪川高校と四万十高校、それと中・高、小・中・高の連携をやはりもう密にとって、高校の先生方にとっても廃校になれば自分の職場がなくなるわけなので、先生たちにもそういった危機感を、高校は管轄が違

うといってももう、その辺の危機感を持ってもらって、地元の高校という位置付けで先生たちとそういう縦割りの連携を早い段階で持ってもらって、どうやって高校を存続させるのか、地元の中学校から地元の高校へどうやったら行ってもらえるか、そういったことを考えて取り組んでいくべきじゃないかと。

前々から、前の質問でも言わせていただきましたけれども、四万十高校というのはもともと林業の高校ですので、やっぱり林業に特化したものを設けるという、高校のことなので町からは言えないということじゃなくて、また海洋堂もありますので、ホビー館の内容なんかの学科を設けるとか、魅力のある、窪川高校だと農業高校、農業が主だったわけなので、農業に関する専門的な部門を構えるとか、そういったことで、地元の中学生が窪川高校へ上がるのも大事ですし、また魅力ある高校づくりをしてもらったら、よそからも来てもらえると。わざわざもうキャパの限られた人数に固執せずに、よそからも来てもらえというような高校づくり、そういったものに地元の執行部と高校と、それと教育委員会なりが連携して取り組む、もう、今待ったなしの時期じゃないかなというふうに思うので、是非どんどんいろいろな形で取り組んでいただいてやっていただきたいというふうに思います。それについて少しあれば、町長、お答えいただきたいと思います。

○議長（橋本保君） 町長中尾博憲君。

○町長（中尾博憲君） 議員の本当に貴重なご提言、ご意見を賜りました。ただ、ちょっとだけご説明させていただきたいと思うんですが、私も承認をさせていただいて、いろいろな体制を整えながらこの公約の実現に向けて来たところです。ご承知のとおり、この4月に人材育成推進室を設けて、それでこれに取り組んでまいりました。本来でしたら来年の4月開設は、私としたら適当だというふうに思いましたが、少しでも早く現場のほうに波及をさせたい、効果を出したいという思いで11月開設というふうに最終的に判断したところです。確かに小・中の連携の問題とか、それからいろいろ学校を残そうというような動きが就任当初からありました。ここはちょっとしっかり住民の皆さん方にも理解いただきたいと思いますが、やはり学校を単に残そうというような率直な動きでした。例えば子どもたちの足を確保するだとか寄宿舎とか、そういったものが中心になって議論をしてきました。ただ、それで学校が残るかなというふうに自分自身は非常に疑問を持ったところです。ですから、本来の学校という存在意義を考えたときには、そこでしっかり、本人の志が当然、一番重要になるわけですがけれども、本当に学習意欲それから様々な意欲が強い、持った方はそこでしっかり自分の夢が達成できる環境をつくらないと、ただ単にこの

町内に2校の学校を残すという観点からの側面的な支援では残らないというふうに自分は判断をしたところです。

ちょっと早かったですけれども、とりあえずまず3年生に少しでも役に立つように、学習塾といいますか公設塾を設けたところでございますので、あまり自分自身は、なるべく早く、シンプルに早くという考え方を持ってやってきましたけれども、確かに遅いという評価もあるというのは否定できません。ですから、今後そういったところの中で、なるべく早い時期に今日いただいた意見も含めてやっていきたいと思います。

最終的に申し上げますと、この塾をつくったから進学する方が増えるというふうには自分自身は思っておりません。やはり今後、各小学校区、中学校区でやはり保護者の方、さらには子どもたちにこの学校の設置目的、そういったものをしっかり伝えて、そういった環境を整えながら、この塾の効果が最大限に高まるような動きというのが、我々が地域で出るというのがもう基本的な考え方でございますので、とりあえずこの間、東又小学校区で地方創生後の会議をしまして、北ノ川の小・中学校区でもそういった動きがちょっとございましたので参加させていただきました。どうか町民の皆さん方もそういった塾のとりまく本当に環境も含めて、これから子どもたちの志をしっかりかなえるような保護者の役割、そして地域の役割、当然我々行政の担当する役割もありますので、そういったところをキックオフと、これからの教育のキックオフというふうに捉えていただけたらと思いますので、なるべく早くシンプルに進めるということは、この場でもお約束させていただきたいと思います。

以上です。

○議長（橋本保君） 教育長川上哲男君。

○教育長（川上哲男君） 教育委員会のほうから義務教育ということ、小学校、中学校ということで関係もいたしますので、私のほうからもそういった公設塾に寄せる期待というところも含めて思いも伝えていきたいと思います。

公設塾の目的そのものについては先ほど出ておったところでございまして、そのあたりは少し割愛をさせていただきますが、今回、高校生対象の町営塾と、「じゅうく。」というものができたところでございまして、そのことにつきましては非常に関心というところはどこについてかと言いますと、まずは中学生、そして保護者の方々ということになるかと思います。昨日になりますけれども、窪川中学校のほうで教育の講演会がございました。その場で講師となる方々も来て、それぞれ紹介、また挨拶もしていただいたところで

ございます。非常に中学生にとってはまだ、ちょっと聞きなれていないかなというところの表情も浮かべておったわけでございますが、いろいろとそういった紹介をしていく中で、やはり年代の近い若い講師の方々ばかりでございますので、非常に「じゅうく。」というところに対して、どういったものだろう、ちょっと自分たちも見てみたいかなというような感じをうかがわせる、またそういった表情がうかがえるような場面というところも見たとところでございます。教育委員会のほうとしても、やはり子どもたちが学ぶ環境というところは非常に大事なところでございます。

今現在、学校現場のほうで学習支援、放課後あるいは長期休業中というところを使って、学習支援などを含め加力指導も行っております。先ほど中学生のほうで塾ということの話も出ておったところでございますけれども、我々もやはり高校はまず魅力ある、今魅力ないというわけではございません。一生懸命取組を行っておりますけれども、やはり行かせたい、親が保護者が行かせたい、子どもたちが行ってみたいと、まずそういった魅力を図っていくために公設塾ということを今回始めたということでございますので、そういった姿も見ながら、そうはいいいながらも人材育成推進室のほうとも連絡もとりながら、是非に交流ということも、中学校のほうへも来ていただいて、昨日も先ほど言ったように自己紹介もしていった、またお話もしていただいたわけでございますけれども、今回そういった交流も含めながら関心を持っていただくということ、これは生徒もそうでありますけれども、やはり保護者の皆様方にもそういった関心を持っていただく、そのためには、まずは高校のほうでそういった魅力化を図るために「じゅうく。」というものが浸透していただけたら非常にありがたいかなと思っております。

それと併せて、先ほども言いましたように、義務教育のほうにおいてももしっかり関心も持ちながら、また連携と、そして交流というところも、学校現場も含めて公設塾とまた連携をとりながら、是非にそういった姿を町民にも知っていただく、生徒にも知っていただいて、今から先の教育の在り方というところがまた一緒に考えられたらいいかなと思っております。

いずれにしても公設塾、そういったところがすばらしい成果も上げていただくようなところを願っておりますし、我々も関心を持って、先ほども言いましたように人材育成推進室のほうとも連絡もとりながら進めていきたいと思っております。

以上でございます。

○議長（橋本保君） 14番武田秀義君。

○14番（武田秀義君）　すごく丁寧な答弁、ありがとうございます。この公設塾一つが問題解決できるということにはならないというふうには思いますが、先ほど教育長からも町長からもあったように、やっぱりここでこれに取り組んでおるみんなの力の結集というか、そういうのがもう、とりわけ今大事な時期なのかなと。一般の町民の方々のいろいろな多様なニーズとか要望なども取り入れながら、聞きながら、小・中・高、行政、それぞれが連携を密にして、スピード感を持って取り組まないと、このことは公設塾だけでは解決できない問題ですので、どうかそこの辺を、連携を密にとっていただいて、公設塾をさらに意味のあるものにしていかなければならないとも思いますし、新たな施策も打っていないといけないというふうにも思いますので、その辺、よろしく願いして、この質問を終わりたいというふうに思います。よろしくお願いします。

それでは、続きまして二番目の商工観光の振興、まちづくりについてというところに入りますが、このほど第2次四万十町の総合振興計画が、向こう10年間に対しての大まかな町の方向性という振興計画が出されるわけなんです、それこそ今、この16日から奥四万十博のクロージングイベントが始まります。その奥四万十博もいよいよ終わるわけなんです、次、来年から幕末維新博というのが始まります。奥四万十博の成果というところもどうだったのかなというところもありますし、次の幕末維新博に向けてはどういう取組をしているのかなと。一体、これ、もう一番、二番は大体関連しているので一緒に合わせた感じで質問になりますが、町のほうとしてはいろいろ県が打ってくる施策に対して、町としてこれからどういうふうな形で具体的に進んでいくのか、そういう考えを少しお聞かせいただきたらと思うのですが、よろしくお願いします。

○議長（橋本保君）　商工観光課長下藤広美君。

○商工観光課長（下藤広美君）　それでは、ご質問にご答弁をしたいと思います。

まず、奥四万十博でございます。奥四万十博は今年4月10日から始まりまして、12月25日ということで閉幕を迎えます。ということで、本町では奥四万十本部のクロージングイベントが23日にありますが、それと共に16日から25日の間にかけて町独自としてファイナルイベントと銘打って奥四万十博の最後を飾るイベントも考えているところでございます。成果につきましては、本部のほうで入り込みの状況であるとか、また経済的なことも含めて動態調査というものも今行っておるところですので、それが分かりましたらまた、次の議会になるかもしれませんが、ご報告申し上げたいというふうに考えております。

それとまた、幕末維新博ということがご質問にありましたが、この幕末維新博は来年の

3月4日から始まります。第1幕と第2幕ということで県は考えておまして、第1幕が3月4日、それから第2幕が翌年の4月からというような予定で行っております。県のほうでは推進協議会等もつくってまして、各市町と、それから関係団体の方で組織して、この取組を今やっているところでございます。その中で、今年初めに県のほうからいろいろな要望調査等がございまして、それに対して本町としてもできる限りやっていきたいということで、谷干城という窪川町の歴史的な偉人がおりますので、そういった偉人を何とか活用するという事で考えております。これまで商工会を中心にして、谷干城ミュージカルを始め谷干城の歴史的な資料などの収集など、可能な範囲での維新博を盛り上げたいというふうな思いで、県のほうにはお話もしているところでございます。

現在、それとまた商工会とか地元の有志の皆さんが銅像の建立も検討しているというふうなこともお聞きしております。今後は郷土が生んだ谷干城を全国に発信し、歴史と文化をキーワードにした観光と、住民主体の手仕事市というのを半平とか岩本寺で今回もやっているんですが、そういった手仕事市等を組み合わせたようなにぎわいゾーンにしていきたいということを、ひとつ考えております。

総合振興計画につきましても、現在、今議会にも提案をしているところですが、そういった部分も含めたビジョンについても総合振興計画の中で具体的に検討したいということで計画を持っているところでございます。

以上です。

○議長（橋本保君） 14番武田秀義君。

○14番（武田秀義君） 奥四万十博はもう旧の半平の跡というか旧庁舎跡地がクロージングのイベント会場で、イルミネーションなどの会場づくりが進んでおります。先ほど、手仕事市が今まであそこの四万十会館でやっておったのを、今回、やっぱりまちなかでまち歩きをしてもらえるということで、初めての取組で半平から岩本寺へのあのゾーンで開催をして、大きくにぎわったということもあります。

私が何を言いたいかというと、前に下元昇副議長がその、要はゾーニングということを一一般質問の中でおっしゃられたと思うんですが、もうあれからもう1年以上たつわけなので、今もあそこの馬小屋もそのままですし、旧の庁舎跡地をどうするかというところが、この前ちらっと町長が口にされていましたが、それこそ、これも待ったなしのタイミングであるわけで、幕末維新博に対しても地元で谷干城という地元出身の偉人がおるにもかかわらず、維新博のまず1幕には乗っかっていないというようなこともあるの

で、あそこの周辺地域のゾーニング、奥四万十博ではここがクロージングイベントの会場になるということで、すごく注目されるわけですね。これから注目していただいた後の、ただそれを取り上げただけであそこに何もなければ結局、せっかく全国発信する機会なのに何の計画もないのかと。せっかく振興計画、これは10年先での四万十町の方を出しておるわけなんです、あくまでもこれは振興計画であって、実質、実施内容については触れていないわけで、実際あそこをどういうふうに町としては活用してこれからやっていくのかというビジョンを町民の人にもはっきりと見せてあげないと、手仕事市にしてもそうですし、今回、商工会のほうでポケットパークを使ってワイワイ広場という催しもやりますし、いろいろなところでそれぞれの、地域の活動センターの方なんかもそうですし、いろいろなところでいろいろな人が何とか元気にしようとして取り組んでいるのに、町としてどうするのかというところをやっぱり示してあげないと、みんながただやるだけで、どこへ行くのかというようなところもあると思うので、その辺をもしお答えというか、できるのであればお答えいただきたいというふうに思います。

○議長（橋本保君） 商工観光課長下藤広美君。

○商工観光課長（下藤広美君） 門前通りといいますか、旧半平とか岩本寺の周辺で今度、四万十博のクロージングを行うということで、その後の活用とか、いろいろ町として考える必要がないとか、またそのうまやの整備とか、そういった部分のご質問であったかと思います。

第2次総合振興計画というところで、まず商店街の活性化というところでは、商工会のほうが賑わい街づくり実行委員会というものを今、組織しておりまして、ビジョンづくりに取り組んでおるというところです。その商工会ですが、平成25年度ににぎわい創出プランをつくっております。そういったものをもとにした具体事業について、私も行政も加わって今、協議をしているところです。大体月に1回程度のペースで委員会または作業部会、それから必要に応じて合同部会等、会議をして今まで来ております。その中で、話の中で商店通りを自分たちが来て楽しいと感じるというような空間にすること、そしてまた、そのための企画を商店街の関係者を含めて楽しく実践することが大事だというふうな意見がございました。そういった中で、先ほど議員おっしゃられました、今月の18日に行うんですが四万十ワイワイ広場というものを開催するというので、具体の取組をしようというのがそのまず第一弾でございます。これは地道な取組ということになるかもしれませんが、こういった実践の中で観光振興とか商業振興に対してのビジョンのヒントとか

アイデアを見つける第一歩になるというふうに考えておりまして、私もこの取組には賛同しているところです。

ただ、この取組のほかに岩本寺とか旧庁舎跡地とか半平などのエリアを含めました、商店街の活性化という具体のビジョンについても方向性を見出してくださいというようなことで、なかなか行政職員、異動等がございまして観光とか商工にたけたところまでいくのになかなか時間がかかるというところがございますが、観光協会なり商工会という専門といますか、そういった職員とも意見を出し合いながら見つけていきたいというふうなところで今、考えているところがございます。そういったことを第2次総合振興計画の中で取り組むという方向性で行きたいというふうには考えているところがございます。

○議長（橋本保君） 14番武田秀義君。

○14番（武田秀義君） 私が待ったなしと言っているのは、高速道路、あと4年ぐらいで金上野・佐賀間が開通するわけなんです、そのさらに4年、5年ぐらいで中央から金上野が開通して、皆が危機感を持っている素通り、そのことがちょうどこの振興計画の10年の期間に当てはまるわけなので、そこでとにかく町内へ降りてもら、国道381号線へ流れてもら、そういった仕掛けが、今やっていないとそれは無理になっていく、無理じゃないかと。中土佐町が、高速道が延伸したときに中土佐町においては全然影響は、旧の国道沿いの商店に関しては少し影響はあったけれども、入り込みの客に関しては逆に幡多のほうから来てくれるお客さんが増えたとか、逆にそういう効果があると。あそこは、要はずっと前々から取り組んでいた大正市場の、そういった核となるものがあるわけなので、じゃあこの四万十町、ここの窪川の入口ですので、大正・十和へ行く流れのきっかけをつくるのはやっぱりここの窪川のまちなかだと思うので、今の段階で取り組んで具体的な施策というか方向を示していないと、それはもう何年たっても実現しないんじゃないかというような考えがあるので、今ここで質問させていただいているわけで、例えば今、半平のことに、半平というかあそこのゾーニングに関して言っていますが、あそこをやはり四万十町の岩本寺、半平、それと庁舎の跡地、あそこのゾーニングというのがやはりキーというか、一つのポイントになるんじゃないかなと思うので、それに対しての町長なり、ビジョンがあるのであれば、それを聞かせていただきたいと思います。

○議長（橋本保君） 商工観光課長下藤広美君。

○商工観光課長（下藤広美君） 先ほど質問の中に高速道の延伸というところで、ここ10年の間には四万十市の方面に高速道が延伸されるというところで、素通りをされてしま

うということで、いかにこの町内に誘導を図るか、誘客を図るかというのが課題であるということでございます。私も同じような思いで認識をしているところです。

今回、総合振興計画の中にも掲げていますが、たびたび着地型観光を目指すというところで誘客を図ろうというところで話もしているところでございますが、まずこれまでの観光というところで、発地型といいますか、そういった観光から地域に入っていただくという観光で、四万十町の町内の各地域の観光資源、また人なり、そういったものをうまく使うということで、例えば地域にある日常の体験とか、そういったもの、それからまた宿泊が少ないということが課題でございますので民泊の推進であるとか、それからまた地域にはいろいろな歴史とか観光資源を紹介するガイドも必要でございますが、そういったガイドの養成とか、そういったものも絡めた取組というのが大事だなというふうに思っています。そういったことを進めていきたいというのが、第2次総合振興計画で一番重要的に考えているところでございます。そうしたところでは観光については、観光業務を担っていただいております観光協会の取組が重要だというふうに私は考えています。そういったところでその育成と体制強化ということで、従来補助金も出しながらその方向でお願いもしているところでございますので、そういった組織と、また商工会も含めまして、観光と商工が連動するような取組というものを進めていきたいというふうに考えております。そういったものをビジョンとしていきたいというふうに思います。

○議長（橋本保君） 14番武田秀義君。

○14番（武田秀義君） もう大体時間も迫ってまいりましたけれども、町長にやはりお答えいただきたいなど。ビジョンがあるのかなのか、やはり四万十町の首長ですので、町長が大きく旗を振ってもらおうということが町民も安心できますし、協力体制もしっかりとその旗印のもと、集まれるんじゃないかと思うので、是非その旗を振ってもらいたいというのが私の思いでありますので、町長は具体的な、いつからこれをやるとか、そういった具体的なものはなくても、けどこの10年がすごい大事な時期ですので、そういうビジョンを少し語っていただきたいと思いますので、よろしくお願いします。

○議長（橋本保君） 町長中尾博憲君。

○町長（中尾博憲君） お答え申し上げたいと思います。

さきの9月議会で、旧庁舎、土地を含めた一つの観光交流的なゾーンということのお答えをさせていただいたところです。ちょうど私も2年を経過して今3年目、もう終盤に来ておりますけれども、やはり旧庁舎の跡地というのは、先ほど担当課長が申し上げました

ように、やはり観光交流ゾーン、周辺の施設を見てもそういった位置付けが適当だろうというふうに思います。ただ単に塩漬けといいますか、置いておるんでなくて、やはり今後の将来の方向性の中であそこを活用したいという思いがずっとありました。この私の公約の中でも、やはりそこで起業する、そういった投資をする中で受益が想定される事業者が育つということも大事なことと思います。

全体的に申し上げますと、やはり商工業振興、特に観光というのは垣根がない事業でございまして、やはり人の交流の、訪れる人たちが増えてくるとなると、どこかしらに経済効果が発生すると思いますが、今後はあそこをやることによって、例えば半平、そして岩本寺の周辺、さらには町有の駐車場、現在の駐車場をそういったゾーニングをしながら整備を進める施設を想定して、中で起業をする、今後このまちを担っていただけるような、今も担っていただいている方はたくさんおりますけれども、今後その人たちをしっかりとまた支えて、新たな人材が育っていくような、プレーヤーというか、そういった人も育てながら投資をしていくというのが自分の考えでございます。

ですから、その辺の動きも含めて、今後は産業振興塾といいますか、塾が、塾がという表現をしますけれども、やっぱり私は人づくりということで公約を掲げてここに任はいただいておりますので、やはりやっていただける方、またやっていただきたい方をしっかりと育てていくということが一番の課題だと思います。それに併せて、そういった人の交流ゾーンを整備していきながら、そこに新たな付加価値が生まれるような事業体が生まれるというのが一番の成功形でございますので、そういったことを含めて今後、役場の周辺についてはさきの議会のとおり、今後そういった交流施設も含めて地域の必要な施設も含めて、そういった施設の研究をしていきたいと思います。

これは団体、また様々な団体、体制をつくりながら、ただ単に行政がこんなことということは考えておりませんので、広くそれぞれの住民の参加の中で、一つのそういった、今後まちづくりに必要な施設または必要な位置付けのゾーニングということでの検討をしていきたいと思います。これも決めた以上、早く進めたいと思いますので、できれば、日程的なことはしっかり明言はできませんけれども、来年度あたりにしっかりと当初予算の中で調査研究体制、調査研究、そして早ければ平成30年度には政策的な経費はちょうどそのときに私は組めると思いますが、そういったことも含めて一つの方向性をつけていきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（橋本保君） 14番武田秀義君。

○14番（武田秀義君） ありがとうございます。やはりそういった取組をしても、1年、2年後、そういう先に実際に見えてくるのは1年後、2年後ということになりますので、やる、取り組む時期というのは早ければ早いほうがいいのかなというようにも思いますので、いつも私は言っておるのですが、スピード感を持ってやってもらわないと、結局タイミングを失うのかなというような気がしますし、幕末維新博、2年間、1幕、2幕とあるわけなんです、それが終わった後が大事なので、この期間中にいろいろな仕掛けをしていって、終わった後、全国発信してもらった後に四万十町に来てもらうというようにすることにつなげていかないと意味がないので、この1年、2年というのがいかに大事なのかなというふうにも思いますので、どうか町長始め執行部の皆さんは、そういったところをよく考えて、スピード感を持ってこういったことには取り組んでいただかないと、町民はやる気はあるのに、なかなか執行部のペースが遅いと、なかなかバランスがとれないというようなこともありますので、町民、行政が一体になってこれに取り組まないと、四万十町が全国に対して発信できるということにはならないと思うので、どうかそこら辺をよくお考えの上、このタイミングを逃さない取組をしていただきたいというように思います。

以上で私の一般質問を終わらせていただきたいと思います。どうもありがとうございました。

○議長（橋本保君） これで14番武田秀義君の一般質問を終わります。

ただいまから10時45分まで休憩します。

午前10時31分 休憩

午前10時45分 再開

○議長（橋本保君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

12番堀本伸一君の一般質問を許可します。

12番堀本伸一君。

○12番（堀本伸一君） それでは、通告に沿って一般質問をさせていただきたいというふうに思います。

今回は、四万十川の保全推進とまちづくり構想ということで、絞って通告をしておるわけですが、これまでも四万十川の再生の事案についてはそれぞれ一般質問等でも同僚議員のほうからも出てきた内容でございます。そこで、四万十川の再生と保全ということについてはどういうことかということですから、町民間の中では四万十川再生に費用

を費やすことは一淡水漁業組合の手だてをしていくことに過ぎんといったような思いの人もおることも事実です。しかし、一方では非常に四万十川ということに対して重きを置いた方々等については、非常に川が痩せてきたと、四万十川の生命は絶ったと、それがそういった状況の中で進んでいくと、つまり四万十町そのものがその川と同じような状況になっていくと。だから地域の資源として四万十川を保全推進していくことは大事なことである、こういった方々もたくさんのお話や意見をいただく今日であるということです。

私もそういった視点を持っておりますので、少し質問に入る前に、この質問を通告した内容について、前文として少し読み上げてみたいと思います。四万十川は近年、水量減少や水質の悪化、さらには瀬や渕の劣化、それに関わる漁業資源の減少等、様々な問題が指摘をされているものの、全国的に見れば清流として名高く、現在も高い評価を受けている川であります。この全国に誇るべき四万十川を後世に引き継ぎ、その魅力を地域内外に発信していくためには、豊かな自然環境と共生をした生活、生業の中で連綿と築き上げられてきた歴史や文化的な価値を地域住民が再認識することが重要であると。そして、その価値に強く寄与する四万十川の漁業資源の保全は、四万十町の将来を左右する大きな課題として位置付けられているということでもあります。

この今私が読み上げた文章については、平成27年四万十川保全活用推進検討業務として、報告書として、高知市にあります株式会社西日本科学技術研究所という冊子が作られていますね。その中にあります。その文章を私がここに今読み上げをしたということになるわけですが、それは取りも直さず私が考えておることと同じ視点と意味を持っております。ですから、私はそこを活用させていただいたということになるわけですが、これは町が委託をして作った計画ですね。四万十川の再生に向けての一つの調査の報告書です。これも町からいただいたものです。そして、もう一つには、これは中尾町長が就任前の問題ですが、平成24年12月20日という日付で、四万十川の再生と保全に関する調査報告書と。これは議会が特別委員会を設置して、1年かけてこの流域の自治体等との協議を重ねてきた報告書です。四万十川の再生と保全に関する調査特別委員会ということで、8人の委員の構成をもとに計13回の会合を重ねて調査内容がここに書かれておるわけですが、そしてその最後に、特別委員会の委員が調査を進めていった中で、終わりとして今回の調査を通じ四万十川に対する意識や思いは一つだということ、そしてともに四万十川の再生を果たしていかななくてはいけないという強い決意を感じることができたと。各自治体の話の中でですよ、流域の。それぞれの行政や議会、漁業組合、流域住民は

今後、一体となってこの再生事業に取り組まなければならないし、その成果を出さなくてはならない責務がある。そして私たちは子や孫に胸を張ってこの問題をバトンタッチしていくことを確認し、調査報告とするということで、当時の議会の中で、本会議の中で報告をし、議決を受けております。これは全会一致で議決を受けております。

ですから、この議会の報告書と、さらには平成27年に1年かけて作ったこの報告書等々に詳細に四万十川の再生の必要性ということが書かれておるわけですから、そのことを踏まえて、今回通告をしております私の質問に入っていきたいというふうに思います。

まず一番目でありますけれども、特定基金、これはふるさと納税寄附金活用の事業ですね。これの予算配分、平成27年度分ということになるわけですが、平成27年から28年分の概略を示せというふうに通告をしております。これは主立った事業の中でこの基金の活用で福祉を図ってきた経過があるわけですが、その中で四万十川再生保全に関する費用との比較はどうなっておるかなということが知りたいというところでございます。

それから、四万十川保全活用推進検討業務として900万円の事業費を組み、取り組んできたところであります。その中で、川の外科医と言われ全国的に知られている株式会社西日本科学技術研究所に依頼をして、まず調査をする中で吉見川をモデル的に取り組む工事計画の提案がされてきたと記憶があるというふうに通告をしておるわけですが、これは川をつくると、荒れた川を再生していく技術、そういったことを、窪川地域の小さなところからモデル的にそれもやって、これは魚がついてくる、つまりウグイやアユが全然いなかったところに生存してくるというような川の外科医ということで、工事計画をして位置付けるということですが、そういったことを踏まえてモデル的にやって、その成果を町民に見ていただく、事実そういうふうになってくるということを町民に見せるということから始めたら、町民と一体になった四万十川の再生は難しいかなということで、話を進めてきたというふうに記憶しておるわけですが、それが現在の執行部に対して引き継ぎができておるのか、その点から伺いをしていきたいというふうに思います。

○議長（橋本保君） 総務課長樋口寛君。

○総務課長（樋口寛君） ふるさと納税の予算配分の概略につきまして、私のほうからご答弁を申し上げたいと思います。

ふるさと納税の寄附金につきましては、一旦ふるさと支援基金に積み立て、基金から充

当する形で予算化をしているところでございますけれども、その充当額についてご説明を申し上げます。

まず、平成27年度では国保診療所運営などの高齢者支援に6,700万円、乳幼児・児童医療費助成などの子ども支援に2,600万円など、合計9,500万円を充当しておるところでございます。平成28年度につきましては、これは12月補正後の予算で申し上げますけれども、農林業の対策など地場産業の振興に1億6,200万円、国保診療所運営や高齢者等外出支援などの高齢者支援に1億1,700万円、多子世帯保育料軽減や乳幼児・児童医療費助成、それからITC教育推進などの子ども支援に1億4,900万円、それからお尋ねの四万十川再生事業でありますとか合併浄化槽設置などの四万十川対策に約7,000万円、観光及び交流の振興につきまして6,900万円、人材育成推進事業などの人づくりと地域づくり事業に5,900万円、その他、簡易水道への繰出金でありますとか道路維持補修など、合計で9億4,900万円を充当しておるところでございます。

○議長（橋本保君） 町民環境課長植村有三君。

○町民環境課長（植村有三君） 私のほうからは、議員からご質問ありました四万十川保全活用推進検討業務についてお答えをさせていただきたいと思います。

この事業につきましては、四万十川対策室で四万十川の保全に向けて、ご承知のとおり3か年で計画し、平成27年度から実施をしているところでございます。今年度は2年目を迎えておりまして、昨年度の事業内容でありますアユの資源調査、歴史文化的資源調査に新たに魚道の機能調査やエビ、カニの生息分布調査項目を追加しまして、事業を行っておりますところでございます。しかし、ご質問ありました吉見川の関係につきましては、以前より議会のほうからいろいろご質問もいただいておりますところでございますが、過去には吉見川ふれあいのある川づくり整備事業としまして、県、町、町内会などによりまして住民参加型による川づくりとして取り組み、自然石によります水生工法、近自然工法を用いて3か年で実施してきた経過がございます。ただ、今回の四万十川保全活用推進検討業務では、吉見川を特定してモデル的に取り組む工事計画等の検討はされていないという状況でございます。

以上です。

○議長（橋本保君） 12番堀本伸一君。

○12番（堀本伸一君） この内容につきましては、記憶をしているというふうに通告をしておりますのは、当時、町長、高瀬町長でしたよね。高瀬町長との間では、全員協議会か

どこかでというような、私も記憶をしておったわけですが、これは公開の場での議事録に残る状況の中でのお話ではなかったかなというふうに自分も考えております。吉見川は川が小さい、さらには汚れもあるということから、そこをモデルにして取り組もうというような話を、非公式の中で来たかなという私の記憶です。ですから、これは絶対やりましょうという約束事という解釈にはならんかなというふうに思うわけですが、そういったことがあるとするならば、四万十川の再生保全に向けての意識が当時あったという事のあらわれであります。

ですから、今現在、そういうことを踏まえると、先ほど申し上げたように全て町が計画し、専門的なものが分析をし、さらにはそのことを計画書として取り組む町の姿勢、さらには先ほど申し上げましたように、特別委員会の調査結果、流域の議会あるいは首長の見解、これは全面的に協力体制をとっていこうと、これは大事なことでであると、うちも計画をしておったけれども四万十町に先を越されたというような前向きな姿勢の発言さえいただいてきたという結果がありますので、ですから全ての関係する自治体あるいは四万十町としても、四万十川の保全推進については重要な課題であるということの共通認識なんですよ。ですからそれを踏まえて、私はさらに現在の町長である中尾町長に、まちづくりとして将来的構想として、この四万十川が果たすべき役割というものをどういうふうに認識し、今後に生かすかということが、質問の内容ですが、要約すればそういうことです。そのことを確認しながら進めていきたいなというふうに思うわけですが、この吉見川の問題も踏まえて、さらに西日本科学技術研究所が出した一つの計画、川づくりとする計画に基づいて、じゃあその吉見川の問題も一つは検討していこうという姿勢なのか、さらには消極的な考えなのか、この件も町長の見解を伺ってみたいというふうに思います。

○議長（橋本保君） 町民環境課長植村有三君。

○町民環境課長（植村有三君） 吉見川の関係につきましては、当然四万十川の支流という形で、もしそこが汚れたら四万十川自体も汚れていくという認識はあります。ただ、四万十町のほうとしましては、四万十方式ということで吉見川上流の琴平川に設置し、それらでかなりの水質の浄化なども図っているところです。もちろん四万十川全体を考えての検討業務でございますが、そういう形の中で個々の支流等にも目を向けながら、対策もこれから講じていくという形になってくると思います。

以上です。

○議長（橋本保君） 12番堀本伸一君。

○12番（堀本伸一君） 取組はしていくということ、水質保全に向けての取組ということについては、取組を進めていきたいということでもありますので、吉見川ということに限定することはないわけですが、四万十川の中流域、四万十町が預かる中流域について、そういう箇所があるならばそれも魚つき川に直していくというようなことをこれからの計画の中で是非とも検討していただきたいというふうに思います。

この内容を十分に議論していくとするならば、2時間あっても足りないと思いますので、そのあたりはこういう計画が出ておりますので、端的に流していきたいというふうにも思います。

2番、昨年5月のゴールデンウィークに本町の道の駅3か所で、来訪した観光客にその理由を、某局としておりますけれども、高知放送であったかなというふうに思うわけですが、テレビでインタビューをしているのを私は見ました。さらには平成23年開設のホビー館の入館者に対するアンケートの調査結果、それを踏まえて、またふるさと納税者の本町に対するメッセージ内容など、全て執行部のほうから伺った内容です。ほとんどと言っても決して過言でない、清流四万十川の魅力を様々な視点で挙げている状況にありましたよね。ですから、こういった四万十町へ遊びに来てくださるお客様が全て、四万十川に魅力を感じて来たという内容ですよね。そういうことがほとんどの人と言っても過言でない状況で私は見ましたし、さらには町のほうからもそういう報告を受けております。ですから、そういったことを踏まえて、町長はどういうふうに捉えて四万十川の再生と保全の意識というものを認識しておるのか、時間があまりありませんけれども、端的に短く町長の思いを述べていただきたいというふうに思います。

○議長（橋本保君） 町民環境課長植村有三君。

○町民環境課長（植村有三君） 私のほうから少しお答えさせていただきます。

率直な意見といたしまして、議員が言われますように四万十町を訪れる観光客の方々の目的や期待、そしてふるさと納税の方々の思いとしましては、本町にとって四万十川は欠かせないものだというふうに考えております。ご承知のように四万十川につきましては、昭和58年のNHKの特別番組で日本最後の清流として取り上げられまして、本当に全国に知名度が上がったわけです。しかし、日本最後の清流と言われまして30年以上が経過し、四万十川を取り巻く環境の変化によりまして、様々な課題があるところです。ですが、この清流四万十川は昔の方々が守り育ててきていただいた貴重な財産であります。そして、価

値あるこの貴重な財産を次の世代へ引き継いでいくこと、それが私たちのすべき役割であるというふうに考えておるところでございます。そういう形で、大事な課題をもって取り組んでいきたいというふうに考えておるところでございます。

以上です。

○議長（橋本保君） 町長中尾博憲君。

○町長（中尾博憲君） 私のほうからもお答えを申し上げたいと思います。

ちょうど就任して様々な会議、研修会、いろいろなところへ出させていただきました。その中で名刺交換する際に、高知県の四万十町長の中尾でございますと言ったときには、ああという方がほとんどです。いや、知らないという方は、私の記憶には今のところありません。やはりこの四万十川の意義というのはそういうところもありますし、加えて、ただ四万十町というのが最近、この間のデータでしたか、全国の1,000市町村の人気度といえますか、中で36位ということです。今まで自分自身は四万十川の四万十町みたいなところも、それは今でもあると思いますけど、あったと思いますが、やはりそういった四万十川を生かした四万十町ということをもっともっとネームバリューを高めながらやっていくには、四万十川の、今、議員がご指摘のあったところはしっかり中心から捉えて推進しなければならないと思っております。

先ほど特別委員会の平成24年の調査後、それを受けて高瀬前町長は、浄化槽の整備だとか様々な水質保全対策に取り組まれました。とりわけ平成26年4月には四万十川対策室を設けて新たな一步を踏み出したところでございますが、ちょうどそのときに私が交代させていただいて、現在その調査事業をしながら取り組んでおるところでございます。今後はその調査事業の結果をしっかりと分析しながら、この特別委員会の中での報告がありますように、流域の市町に広げながら今後取り組んでいくべきじゃないかなということを今、改めて痛感したところでございますので、今後はそういった方向性の中でしっかりと推進していきたいと思っております。

○議長（橋本保君） 12番堀本伸一君。

○12番（堀本伸一君） 四万十川の再生と保全については四万十町行政として、それは取組をしていくというところの共通認識はもうあるわけですね。ですから、今後においてさらに一步踏み出すということですよね。通常取組、これは当然していかなければなりませんし、それから一つの基金の活用についてもそれぞれたくさん要望がある中で、そのことを有効に活用していくということは大事なことですよね。ですから、そんなことを取

りやめて四万十川の保全のためだけという内容では決してありません、私の質問は。しかし、それは大事なことでありますけれども、このような資料をもとに町が取組をしていくということに踏み切っておりますので、今回、提案をされております振興計画等々についても、基本構想の中には3本の柱として、その中に四万十川の対策についての取組ということが挙げられております。ですから私は、非常に一步は踏み出してきたというふうに高く評価しております。その具体的な内容として、じゃあどういうふうにそのことを町民に分かるように、さらには町民意識と共に保全に向けて進みゆくかということが大事になろうかなというふうに思っています。

ですから、2番の本町に來訪してくれる観光客のインタビューを踏まえて、単なる清流四万十川だけでも私はいけないと思うわけですよ。ここにはアユが住み、ウナギが住み、魚種が豊富にあるということがセットで合わせてこそ、それは四万十川の息吹きであるというふうに私は認識しております。一方で、じゃ、漁業組合の利益だけじゃないかというようなことは決してないわけですから、全てのことに繋がっていく本町の将来構想として、それを一つのきっかけとして事業に対する補助が県や国からもいただける仕組みを仕掛けていくということが本町のこれからの重要な取組になろうかなというふうに思っております。

そういった内容に踏み込んでいくわけですが、そこで町長、通常の予算配分というのはそれぞれの補助のいただける範囲を研究して有効に活用し、町民福祉につなげていくという取組は当然のことですけれども、その一環として四万十川保全の3番、取組は流域の自治体が共同で取り組む課題と町が独自に取り組む課題、問題等があるというふうに私は認識をするわけですが、本町はその一環として水田の代かき時に発生する濁水防止策として、止水板を奨励してきました。それで、それぞれ私にもいろいろな状況も見え、さらには意見も耳にしておるところですが、その成果について、一つはどのような状況があったのか、お伺いをしてみたいというふうに思います。

○議長（橋本保君） 町民環境課長植村有三君。

○町民環境課長（植村有三君） お答えいたします。

議員のほうから濁水防止対策についての取組の成果ということでご質問をいただきました。四万十川対策室では平成27年2月に県の補助事業を活用しまして関係機関と連携し、水稻農家に対しまして浅水代かきの推進、またチラシと止水板の配布を行い、それ以降田植え時期の代かき時期には町の広報やケーブルテレビを通じて啓発を行ってきたというこ

とでお話をさせていただいたところでございます。また、その成果という部分では、代かき時に職員によるパトロールを行いまして、排水の状況、止水板の設置状況を確認しました。止水板の設置補助につきましては、全体的に少ない状況ではありましたが、関係者のほうからは昨年に比べ四万十川本流への濁水が少なかったとの意見もありましたし、住民の方から寄せられる濁水対策への連絡というふうなことも減っております。この面からも一定の啓発効果があったものというふうに考えているところです。

今後、これまでややもすると行政のほうは一方的、一方方向な啓発を行ってきたわけですが、その辺も考え直しまして、実際に営農を行っております農業者の方の意見も聞きながら、聞き取り調査を行い、また次の啓発へ生かしていきたいというふうに考えておるところです。

以上です。

○議長（橋本保君） 12番堀本伸一君。

○12番（堀本伸一君） 分かりました。せっかくそうした取組をされて、予算的にはそう大した予算ではないというふうに思いますので、その中で成果を上げていくということは非常に素晴らしいことでもあるし重要なことだろうというふうに思います。が、しかし、一方ではそれだけで対応ができない部分があって、濁水が非常に見えて、これは時期的な問題ですよね。代かきというような時期的な問題。しかし、その時期が一番、四万十川のアユの遡上については重要な時期ということと重なった部分があるように私も考えております。さらにはよそから来た観光客の人がその状況を見たときに、あれは何ですかというような状況も私自身にも問いかけて、これは全体ですから大正も十和地域もそういう状況はありますので、非常に残念だったことも私自身が経験しておりますね、そういう状況。ですから、そのことを100%の状況の中に位置付けることを農家の皆さんに、あくまでも位置付けをするということもなかなか、これは限界がある。非常に厳しいかなと。さらには止水板だけでなくして何か方法はないかというようなことを模索すると、この農地の整備を、基盤整備を整えていくと、さらには濁水等々が直接的に四万十川へ流れ込むということも大きく要因の一つであろうかというふうに思いますので、止水板の取組もしていくけれどもそれもやっていって、さらにそれを超えた状況のことについては最終的な沈殿池、そういう地形的にそのことが取組ができる、モデル的に計画ができるような地域については、これに沈殿池を計画してやるということが、民有地あるいは河川敷になるけれども、県土木との兼ね合いもあると思います。予算を踏まえて町が、これは流域の自治

体で取り組むことと独自にやる計画との独自の中の一つとして、町が安価で簡単でその成果を上げるような方法の取組は計画できないのか、その件についての意識をお伺いしてみたいと思います。

○議長（橋本保君） 町民環境課長植村有三君。

○町民環境課長（植村有三君） お答えをさせていただきます。

議員のほうから濁水対策として排水のところに沈殿池というところをモデル的に設置できないかというご質問であったと思いますが、これにつきましては河川管理者との協議の上で検討を進めていくことは可能であるというふうに考えます。ただ、現状としましては昭和50年代から始まったほ場整備が40年以上経過しまして、町内には数多くの排水路があります。四万十川対策の中でも、一応沈殿池、沈砂池という意見も出ておるところでございますけれども、実際のところ実施に向けての具体的な検討はしていないという状況でございます。

○議長（橋本保君） 12番堀本伸一君。

○12番（堀本伸一君） 課長のほうからそれに対する考えというものをいただいたわけですが、多分にしてそういうご答弁になるかなというふうに私も捉えておったところなんです。

一つには、農地整備をした後ということですから、何枚かの田んぼを1枚にするとかいうような形で排水路も決まってくる。それを一つのところへは課長、当然無理ですよ。ですから、そのことを集めた状況の中で1区画が、区画といいますか広い範囲の状況を連れてきて1か所へ造るということです。それをさらに専門的なコンサルに頼んでいくと、最初からやらなかったがましぐらい、コンサルの委託料に取られるようになる。だから、私が言うのは、独自で四万十川を守るんじやということの計画の中では、基金の活用によるとひも付きの状況ではない状況で行けるのではないかなと。コンサルに何して技術的にこうであるということには及ばんと思うがですよ。

昔、土木の方々が四万十川へ濁水を流してはいかんということの中でやりよった広報らの成果を上げております。ですから、安価なものでそこにあるものを活用しながら、だから地元の土木なんかにお話をしたり、少しそういうことにたけた人のアドバイスを受ければ、その広報的なものは安価で私はできるのではないかと。そういうことが大事なわけですよ。当たり前の何を捉えて高額な費用をかけてやって、あまり成果はなかったというようなことは、行政として失敗になります。ですから、そこを考えて、この地域の景観、状

況に見合った事前広報のようなやり方で取組をします。そのことが対外的な状況の中で、四万十町が川の保全、水質保全について非常に取組をしておるということの一つの取組になるがですよ。さらにはそのことを研修してみようじゃないかということのPRになっていくわけです、その取組そのものが。そういった認識、意識にならないと、四万十川の再生保全に対してそれぞれ取組をしますと、大体膨大な予算が頭に浮かんで、前向いては進まないというような状況になろうかなというふうに私は思いますので、そこを当たり前の状況とは違う方法を考えて、試行錯誤をして成果を上げると。そのことがよその地域の人たち、県外の人たちには非常に魅力的に映るのではないのでしょうかね。そこが知恵ですから。そういうことを踏まえて取組をしていくことが評価に値するのではないかなというふうに私は思っています。そういうことをこの計画の中でも踏まえて、四万十川を守っていくということはそういうことなんです。それを行政の意識からは取っ払ったという状況で研究をしていく、取組を考えていくということを私は求めたいというふうに思いますので、それでやりますという答弁は要りません。これは全体の問題を踏まえて四万十町内のやれるところはどうかというようなことを今後の課題として、是非とも私は進めていただきたいというふうにご提言をしておきたいと思います。

課長、答弁ありますか。あれば受けたいと思います。

○議長（橋本保君） 町民環境課長植村有三君。

○町民環境課長（植村有三君） お答えさせていただきます。

議員のお話のとおり、モデル的にそういうところをやって、やっぱり四万十町はそういうことに配慮しているということで、町外に発信していくということが大変重要なことだというふうに考えています。議員のほうもおっしゃられましたが、ほ場をひとまとめにして排水路を1本にすると、そういうところも検討してみました。技術的なところはあれなんですけど、なかなかそれに対してもかなりの金額が発生していくということで、そういうところも考えてみたところでございます。ただ、今の段階としましてはそれ以上に先に濁水を出さない、そういう取組を強めていきたい。内容に当たっては、今の止水板のこともあります、集落ぐるみで、集落営農組織が取り組んでいただくとか、そういう形で取り組んでいただいた集落には何かの支援を考えていきたいというような方向で考えているところです。なお、技術的なところにつきましては、再度検討もさせていただきたいというふうに思います。

以上です。

○議長（橋本保君） 12番堀本伸一君。

○12番（堀本伸一君） そういったことで、執行部の答弁としては前向きにということが出るわけですが、必ず前向きに向いて、知恵を絞って四万十川の景観にふさわしい風光明媚な景観を狂わすことのないような仕組みを安価に考えていくということで、ひとつよろしく願いをしたいというふうに思います。

五番目です。これまでに各議員や私自身もこの四万十川保全の事案については一般質問や予算質疑、決算質疑等々で町の見解を求めてきたところであるわけですが、正直、あまり期待ができない感が正直なところであるというふうに通告しておるわけですが、十和地域の集落排水処理施設、四万十川方式ですよね。その管理体制は十分であるのか。これも当時は非常に有名で、研修が後を絶たないというような状況にもあったわけですから、高額な予算をかけて四万十川の水質保全等々に取り組んできたわけですから、そういった状況が時間と共に漏れていくような状況になっては困るということです。

さらに、大正地域の生ごみの堆肥化事業、この問題は町としてどう評価をして、さらには将来構想を持っておるのか伺うというふうに通告をしております。この問題につきましても、私もこれまでに一般質問でも取り上げて議論してきた経過があります。ですから、これは中身については重要なことですから、それが今現在、収支を踏まえてどういうふうな状況になっているのか、あるいはまた町民啓発にどうつなげて成果を上げておるのか、さらには将来どうなっていくのか、そのことを踏まえてこの二点を伺ってみたいというふうに思います。

○議長（橋本保君） 町民環境課長植村有三君。

○町民環境課長（植村有三君） お答えさせていただきます。

まず最初に、十和地域の四万十川方式による排水浄化施設、これが10か所あるわけですが、その維持管理につきましては年間3回から4回の維持管理清掃業務を実施しています。大雨の後などにつきましては、十和町民生活課の職員によりまして点検や支障物の除去を行っているところです。また、毎年ではありませんが、水質につきましても施設の流入前と流入後で水質検査を行っており、BODという有機質の数値でございますが、それも良好であるということを確認しておりますので、管理及び効果につきましても十分であるというふうに言えると思います。

次に、大正の生ごみ堆肥化事業についてでございますが、ごみの減量化と再資源化という面では重要なことだというふうに考えております。取組の状況ということでございまし

たが、大正地区では約100世帯、それから窪川の給食センターの生ごみの収集を行っております。生ごみの収集量も2万9,135kg、堆肥の生産量8,180kgで、生産量も740kgほど伸びておる、増加しておるという状況です。こういう面からも、住民参加が根付いてきているというふうに考えております。ただ、来年度以降も継続的に実施していくという事業でありますけれども、事業範囲の関係でありますとか地域の拡大、そして施設更新計画の検討というところが必要になってきているという状況でございます。

以上です。

○議長（橋本保君） 12番堀本伸一君。

○12番（堀本伸一君） 分かりました。この四万十川方式10か所、その点検管理についても清掃に当たる集落の出役等々で対応する場合がありますようですが、上げた汚物、どぶとか何とか、増水をして結局漬かるわけですから、その対策については一応、その管理はやっておるけれども、上げたそのものはすぐそばに置いておって、次の水では流れていくというような状況も課長、あるようです。ですから相ならんという話ではなくして、そこをしっかりと、やはり四万十川に負荷をかけないということの意識、啓発を踏まえて、しっかりとした管理体制を組んでいただきたいということです。

さらに、生ごみ堆肥化事業、大正でありますけれども、この問題についても、私が考えるには、予算を少しずつ、これも少ない予算の中で頑張ってやっておられるわけですが、そういったいろいろ関連した事業が、少しの予算であちらにもこちらにもというような状況を今後どうしていくのかということは、重要に考えていく必要があるというふうに思うわけですね、町長、私は。ですから、やっている内容については悪い事業ではないわけですから、しかし、それが全体の状況の中で埋もれていくような状況では、将来的にずっと続けていて等しい事業かということは判断をすべきです。これも予算が掛かるわけです。

その逆を言うと、そういったことについても四万十町の水質保全、水量保全等々についてメインはそこに持っていて、ある程度予算は増額をしてでも、それがそういったことの対策に対する事業であるというところへ位置付けるべきではないかというふうに私は思っています。ですから、それを言うならば、窪川の給食センターの生ごみを主にやっておるわけですが、大正にも十和にも給食センターはあります。ですから、公的施設から出る生ごみについては、四万十町は絶対それを何をしないで堆肥にしておる、その堆肥をさらに活用して土壌づくりに生かす、土づくりに生かす、そのことが四万十川の水質保全

につながるがじゃ、ここへ持っていく必要があるがですよ。そう思いませんか。ですから、そういうことに対して、ある程度、予算を伴うわけですから、規模からいって。予算が伴うけれども、そこへは増額をして予算を付けてでもそういったことをつくり上げた状況が四万十町の方式ということで、四万十町の方針として計画をするということが、さらには四万十町外の人から見ると魅力になるがですよ。そういったことであって、ふるさと納税の基金についても応援をしていこうということにつながっていく。そこへつくり上げていく必要があるということです。

これを個別に考えると、これは100%補助の事業ですから、そうするとトラックにしても車検にしても、さらには購買機械にしても老朽化をしていて、将来いずれ買い替えをするとか、そういう時期が来ると思います。そのときに、今のような状況だけで事業の規模が、成果を踏まえて推進をしていく中で、多額の費用でそれを買い替えるというような状況になったときに、議会は満場一致で賛成ですという状況に私はなんののではないかな、無駄を省く、そういった視点を持って捉えたときにはかなり厳しい状況になるのではないかと。そうすると、せっかくよしとしてやりやる事業とて、認めてもらえない状況になる。これは財政問題も踏まえて。だからそういったことも注視をして、そういう事業も注視をして、まとめたような状況の中でそれをやっていく。それは四万十川の再生保全の一環ですということにつくり上げる必要があるというふうに私は思っています。

その件について、いいや、違うというのか、そういうことも検討に入れて四万十川の推進、保全に組み入れた予算規模ということにしていくのか、どうでしょうね、課長。

○議長（橋本保君） 町民環境課長植村有三君。

○町民環境課長（植村有三君） お答えさせていただきます。

まず一点目の、十和の施設の汚泥の取り残しというところですが、これについては委託管理をしておりますので、そういう部分はないというふうに思われますが、再度確認をいたします。

次に、大正地域のごみの堆肥化事業の件につきましては、議員おっしゃいますように、四万十町全体として取り組んでいく、そして四万十川対策への効用も町民の方々にも認めていただいて、取組を進めていくということでご意見いただきました。私もそのとおりであると思います。事業の範囲でありますとか収集範囲の拡充ということにつきましては、もちろん運営組織との協議ということを始めしていくようになると思いますが、現在の施設の処理能力が、なかなか課題があるというふうにも聞いています。ただ、私のほうも最

初、もし広げるとしたら議員のおっしゃいましたように大正の給食センターや十和の給食センターの生ごみから始めていくというふうに考えておりました。ただ、議員のほうからもありましたように、重要な案件として施設の更新、また運搬車両の更新とかいうことも想定されます。これらの事業の取組につきましても、本当に慎重な検討が必要ということになってきておりますが、今後町全体で環境に優しい循環型の、資源循環型といいますか、そういうふうな方向に向けた取組を視野に入れて対応等の検討をしていきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（橋本保君） 12番堀本伸一君。

○12番（堀本伸一君） そういった構想、事業に対する企画構想といいますか、あそこもここも、ここもあそこもということは執行部、予算を編成するには非常に難儀をしゅうとすることは十分私も理解はしていますよ。しかし、これからはそこらの精査をしながら、事業の成果を踏まえて見直すところは見直していくという厳しい視点も持ち合わせないと、財政がもたないということはもう当然のことですから、しかし、その中でこういった今のような取組は拡大、拡充といいますか、そういった計画をして一つの理屈付けが四万十川の再生と、循環型社会づくりということになるわけですから、環境を踏まえて。そこで土壌造りをし、堆肥ができたならそれで土壌を造って、そこで無農薬で作った野菜ということをもた売りにして、これをまた返礼品にも組み込み、あるいは道の駅で販売しても、そういう四万十川という銘柄を打ってアピールをしていくというような、全てのことを、この問題を別途に考えず全てを網羅した形の中で基本構想をつくっていく、そして計画に入れていく、さらには細かく実施計画でそのことを取組をしていくというような取組が必要であろうというふうに私は思いますので、併せて提言をさせていただきたいというふうに思います。

時間がないので、最後の6番に移るわけですがけれども、この6番の中で町長、ここへは、通告の中には簡単に書いておるわけですがけれども、いろいろな問題を踏まえて町取組として町長と議論をしてみたいというのが私の思いであったわけですがけれども、もう時間ありません。ですから、基本的な考えを町長にお聞きしたいわけですがけれども、今後そういったものを計画書に基づいて取り組んでいくには、先ほどから私が語る述べておるようになり前の取組をしよっても魅力がない。一步、二歩踏み込んで、中尾町長がそれを実施していくんじゃという姿勢を私は求めています。ですから、そういった中には

当然、予算が伴うわけですから、じゃあ何でやるよと、それをやるだけの何でやるよと財源の裏付けを言うと、今、たくさんの方が四万十川の魅力に対して、インタビューの中もあるように、本当、四万十町外の方は魅力を持っていますよ、四万十川に対して。これはうちにとって、四万十町にとってほかの地域にはない地域の重要な資源ですから、将来お金を生んでいく大きな資源であると。ですから、今予算を投じて取組をしていく問題等々は投資的経費になる。将来必ず戻ってくる。そういうことを一つの計画に入れながら、この問題は行かないと無理かなというふうに思いますので、どの首長のときにも、それは大事なことからやっていかないかんというご答弁はいただくわけ。しかし、1期で代わったり2期で代わったりすると、なかなかこの問題は中長期的に成果を上げていくということにはなりませんので、しっかりと中尾町長がこの問題を認識して、一定の予算を組むということ、さらには今言ったような一歩、二歩踏み出すということの仕掛けをつくっていただきたいなというふうに思っております。

6番を一応、通告内容を読んでみますと、四万十町のまちづくり、将来構想を語る中では、地域資源を生かすことであり、四万十川が全てを担っていると判断をすると。観光資源、産業の振興、あるいは移住・定住促進事業、それから四万十川のことを、PRイベントの施行などを考えていくということです。ですから、先ほどの質問者の中にもありましたけれども、四万十高校の普通科に自然環境コースがありますよね。そういった、わずかな生徒数しかいないわけですが、そこが主となって四万十川の財団や四万十川対策室等が主催、共催として取り組んでいくということの中で、四万十高校もPRをしていくということです。それから四万十川対策室も今、1人の室長しかいないというような状況がありますので、このことも併せ、1人ですか、今、室長として。ですから、そこにも一応の、人手が足りないと、1人では四万十川財団と協力しながら環境課と手を組んで今やっておると思うわけですが、本当に四万十川の再生保全に本腰を入れてやると町長が考えた場合に、ここへは1人では私は無理というふうに思います。ですから、そこへどういう形の人を配置するかについても、これも費用が要るわけですから、そういったことを踏まえて思い切った予算が必要かなと思います。

ですから、ここは具体的なことですが、四万十町が計画をしている川の清掃業務、清掃の取組ですよね。町民がこぞって。こういった状況の中に各流域の自治体の議長や、あるいは町長、市長あたりに呼び掛けをして、それをさらにまたテレビ放映をしながらオーバーに捉えて、四万十川に対しては徹底的な取組をしておるというようなことを全

国的に、PRを発信していくと。さらには有名人の1人も、溪流釣りを趣味とする芸能人もおります。それからアユ釣りが趣味な芸能人もおります。そういった芸能人も入れて、それをやっているというようなことのオーバーなPR、イベント、そういったことも私は視野に入れていくべきではないかなというふうに考えております。そういうことが一つの仕掛けなんです。きっかけづくり。仕掛けをしていく。これはうろうろしておるとよその自治体がやっていくというような状況さえ懸念されるわけですから、そういったことを流域では捉えて、先ほどの議会の特別委員会の調査報告にもあったように、各自治体が協力してやりますということを言っていますので、そこへどう持ちかけろという時ではないですよ。もうやりましょうという返事をいただいておりますので、そういったことも踏まえて四万十川に対する町とする取組の方針、意欲を図っていくというようなことが大事ではないかなというふうに思っています。これはこうやりなさいということではないけれども、そういった一つの具体策なんです。

そういうことで、四万十川に対する保全に対する取組を、県議の先生もおいでるし、高知県出身の国会議員の先生もおいでるわけですから、県や国に対してもこれを将来的には必ず、そのことによっての公金、補助金がいただける仕組みを仕掛けていくというようなことも、これは戦略的な取組としてこの地域資源の四万十川を生かした取組、そのことによって福祉も産業も観光も踏まえた、通常の補助よりさらに底上げができる仕組みを仕掛けていくということが私は、本来やりましょう、前向きに進めていきたいと思いますということの内容にはそうでなければならないというふうに考えておりますので、そういったことを踏まえて、町長、これは町長と話を、議論をしたいというふうに私は思ってきましたので、最後の質問になりますが、時間が5分を切りました。その中で町長の思い、こうしていくということと、一步、二歩踏み出すということと、予算を付けていくということ。これは1億円の予算をつけても私は決してほかの事業とのバランスが崩れるという状況にはならないと思っていますので、この二つを町長の思いの中へ盛り込んだご答弁をいただけたらありがたいというふうに思います。

○議長（橋本保君） 町長中尾博憲君。

○町長（中尾博憲君） お答えを申し上げたいと思います。

この四万十川対策については、議員のご提言のとおり、またご意見のとおりだと私も承知しております。先だって議会でも報告させていただきましたが、現在、西日本科学技術研究所による研究調査を行っております。先だつての四万十川財団の会議の中でも、その

他の件で今後我々の動きを伝えて、流域に広げていきたいという思いは冒頭から持っておりましたので、そこでしっかり広げていきたいということはお約束させていただきたいと思います。ただ、先ほど平成24年のときに合意を得ておるということもありますので、そういった一つの前提の中で流域へ広げていくということは努力していきたいと思います。

もう一点、やはり我々、四万十川対策に対するやり方というのは、行政がやる部分と住民がやる部分と、さらには国・県が支援していただける部分とあると思います。先ほど来指摘がありますように、当たり前にやっておったら、ただ単に当たり前の自治体の取組ということで評価されると思います。今までこの対策を見てみますと、浄化槽の整備だとか様々なことがされてきました。が、これは当たり前の取組だったように自分自身も思います。今後は、この間、国土交通省の局長また県政部長等々の話の中で、今後四万十町は下水道事業というのを今後は実施したいと、今後は合併浄化槽に切りかえての事業に特化していく。雨水排水については推し進めるということで確認もさせていただきました。市街地の合併浄化槽の状況を見たときに、やはり敷地いっぱいにはほとんど建っておりますので、なかなかやりたくてもできないというのが現状です。ここで私としては、やはり隣接する町道に合併浄化槽を設けて、そこへ集水をしてやっていってはどうかなということで今、考えております。そうしないともう、これから合併浄化槽の普及は改築または新築に限ってしかできませんので、本当に市街地のいろいろな事業者を聞くと、そこに困っておるというのが一つの大きな課題があるというふうに捉えておりますので、今後はそういう観点から取り組んでいきたいと思います。

そういったところに、先ほど議員の指摘のとおり、予算を充当してはどうやということですが、それは私も同じ思いです。ですから、ここにもらっておりますふるさと納税の皆様方のいろいろな意見を聞きますと、本当にそういったところへ投資してくれと、四万十川を守ってくれというのがほとんどの方でございますので、是非そういった、今後は重点的な配分も、配分といいますか予算化をして、議会の議員の皆様のご承認をいただいて実施をしていきたいと思います。

町の内部のこと、先ほどちょっと指摘がございました。四万十川対策室については、1名というか、今、グループ制でやっておりますので、町民環境課内にあります。確かに日常的に毎日という業務になっておりませんので、今後、来年の4月の機構改革に合わせて、もっとシンプルに動けるような体制は構築していきたいと考えておりますので、それだけはよろしくお願いしたいと思います。

もう一点、窪川地区で従来、もうかなり前になりますけれども、生ごみの堆肥化についてはコンポスターですか、これによって堆肥にして、そこで作った野菜を販売していくというような、本当に素晴らしい取組をされておりました。先ほどご指摘のとおり、今後限られた予算の中でやっていきますので、そういった大正地区で行っておりますことについても、今後の将来展望の中で検討させていただいて、通していく経費、そして初期の目的を達成する、そういった観点から再度検討をさせていただければというふうに思います。

以上です。

○議長（橋本保君） 質問の時間が終わりましたので、締めくくってください。

○12番（堀本伸一君） 以上で私の質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（橋本保君） これで12番堀本伸一君の一般質問を終わります。

ただいまから昼食休憩に入ります。午後は1時からとします。

午前11時46分 休憩

午後1時00分 再開

○議長（橋本保君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

11番下元昇君の一般質問を許可します。

11番下元昇君。

○11番（下元昇君） それでは、通告書に従いまして一般質問をさせていただきます。

今回は一点目に公設塾について、そして二点目は国際交流といいますか、韓国高敞郡との国際交流事業についてお伺いをいたします。

それではまず一点目、公設塾についてでございます。午前中、武田議員からもこの公設塾の問題を取り上げて一般質問が先ほどあったばかりでございます。その中で、答弁の中で政策監からも課題の一つとしてPR不足があるというようなお話もありました。議会に對しましてはこの公設塾の問題は9月議会で設立あるいは運営費用などについて補正予算で提案があり、説明がありました。そしてその後、高知新聞にも2回、この公設塾、高知県で初めての取組となる高校生対象の公設塾設立や、2回目は11月1日のプレオープンの記事が記載されるなど、ある一定、議会の中では周知がされてはきていると思うんですが、果たして町長公約の人材育成のためのこの事業が本当に多くの町民の方々に十分周知をされているか、また公設塾の内容を十分理解させていただいて、町内に2校ある高校の存続に結び付ける事業内容なのか、こういった観点から今回、一般質問で取り上げたものでございます。

それでは、午前中の武田議員と重複しないように質問させていただきますけれども、まず、執行部側に公設塾設立の経過、それとどういった目標であるとか目的、そういった事業を町民の方々に分かりやすく、まず説明を求めたいと思います。

○議長（橋本保君） 政策監山脇光章君。

○政策監（山脇光章君） まず、私のほうからこの取組の経過について簡単にご説明をさせていただきます。

本町では、今後のまちづくりを支える最も重要な基盤となる人材の育成を最重要課題として、その基本的な方針をこの3月に四万十町ひとづくり戦略として取りまとめることができました。その基本方針の一つである子育てや教育環境に関する未来塾という構想を立ち上げ検討する中、人材育成の面では特に高校教育というのに注目をしまして、小中学校、義務教育の学びの成果をさらに発展させ、豊かな人間性、創造性、健やかな身体を養い、社会の形成者として必要な資質を養う重要な教育の場である高校に注目をしたわけでございます。その高校、町内には県立高校、四万十高校、窪川高校があるわけですけど、その高校の現状を踏まえ、さらにはこのまちにある高校の意義、価値を改めて認識したところでありまして、人口減少、さらには地元からの入学率が低い現状の高校をさらに魅力化をつけて活性化させることが、地域活力にもつながるものという考えで、持続可能な魅力ある学校づくりをまちが積極的に支援していくとして、四万十町高校応援大作戦と銘打って本年度から始めたところであります。

この中で、最も生徒、保護者のニーズである学力について、またこの学力については他の外部要因にもぶれずに柱として学習の場、教育の場である、この学力を向上させるために町が学校外で支援をするとして、町営塾を開設したところであります。町内高校を選択していただき、また入学していただければ、無料で安心してこの町営塾に通塾できるという大きな利点、お得感もあり、この取組は今後、高校を目指す児童・生徒、保護者にとってもすごく利点の大きい、またアピールできるポイントだと捉えております。この町営塾では講師との交流の中、学ぶ意欲、学ぶ力をつけ、学んだことを発揮できる機会を提供していくこととして、未来塾の構想の一つ、高校応援大作戦の中心として取り組んでいるわけでありまして、これは高校の存続、魅力化に向けての一つの施策、手段でありまして、目的ではありません。高校の活性化を地域につなげていくという大きな目標につなげる一つの施策として取り組んでいるところでございます。

○議長（橋本保君） 11番下元昇君。

○11番（下元昇君） 経過と目的等につきまして、政策監のほうから答弁をいただきました。

二点目に入りますけれども、通告は2校の生徒数とか講師の人数、そういったことも通告しておりますけれども、午前中の質疑で生徒のほうは確認の意味で私のほうから申し上げますと、窪川教室が1年生9人、2年生5人、3年生3人の17人、それから大正教室が1年生が10人、2年生が7人、3年生が1人の合計18人ということで間違いはないと思いますので、この点は割愛でも結構でございますけれども、それでは、講師の人数を今日の午前中、武田議員の質問でも答弁ありましたけれども、まず、もう一度窪川教室で、例えば説明ありましたように委託先から講師の窪川教室あるいは大正教室、あとまた出てまいりますけれども、説明あったように地域おこし協力隊の方々も講師としてそれぞれ窪川、大正の教室に張りついておるということですから、そこらあたり、例えば塾長のこともちょっと午前中の質問にありませんでしたので、塾長がどこにいたりとか、講師、窪川教室何人、そのうち地域おこし協力隊が何人とか、そういった説明をしていただいて、それと授業内容について簡単でいいんですけれども、こういったことを現在授業しているということ、それと窪川高校と四万十高校生向けの、それぞれ窪川教室と大正教室がございますので、連携をどういったふうに教室で行うのか、例えば授業の内容を窪川、大正、例えば同時的に一つの問題を2校でやる、そういったような連携なのか、そこらあたりがちょっと分かりませんので、連携についても説明を願えればと思います。

○議長（橋本保君） 政策監山脇光章君。

○政策監（山脇光章君） 現在の町営塾「じゅうく。」の体制でございますが、午前中の14番議員にもお答えをいたしました。講師代行派遣として株式会社ファウンディング・ベースから3名の講師を派遣していただいております。その中で、塾長とする者については、ちょっと現在の仕事の関係で着任はしていただいておりますので、株式会社ファウンディング・ベース代表取締役が塾長代行として1人着任していただいて、あとの2人については窪川、四万十のいわゆる教室長、団長として着任をしていただいております。

その下に地域おこし協力隊3名が着任していただいておりますので、塾長代行は窪川農村環境改善センターのほうでありますが、残り5名が窪川教室、四万十教室それぞれに出向き、指導を行っている状況です。

現在は、実質この5名で直接指導に当たっておるわけですが、このスタッフ5名が窪川高校、四万十高校の高校生の状況、通塾生の状況も把握しながら、来年の2月以降は週4

日の部分で両校、両地域同時に開催できる体制を整えているところでございます。

現在、町営塾を通じての窪川、四万十両校の高校生の交流自体はなかなか、距離、時間的な面がございますので難しいわけでございますが、土曜日の午後に開催している特別講座、通常の学習指導ではなく社会性を育む特別講座として位置付けている講座に両校の生徒が集い、交流を深めている状態で、今週も国際交流も絡めて行う提案もさせていただいて、通塾生に周知を図っている状況です。

現在こういう状況ですので、来年2月以降は、先ほども申し上げましたが、両地域で週4日、土曜日は窪川、四万十、交互に交流が図れる授業提案、講座内容とする制度設計を組んで進めていきたいと考えております。

以上です。

○議長（橋本保君） 11番下元昇君。

○11番（下元昇君） もう一点、9月の議会のときに、四万十町高校応援大作戦の説明でいただいた資料の中に、運営スタッフとして塾長が1名、講師2名、そして地域おこし協力隊の講師スタッフ4名ということで説明を受けたわけですが、一点お伺いしたいのは、町としては窪川、大正、この両教室で、大体当初としてはどれぐらいの生徒数を見込んでいたのかと。現在は17人と18人、合わせて35人なんですけれども、執行部としてはどのぐらいの生徒数の応募があるかなというように考えていたのか、その点、多分計画があったと思うので、ご説明を願えればと思います。

○議長（橋本保君） 政策監山脇光章君。

○政策監（山脇光章君） オープンをするときには、両校10%から15%、いわゆる窪川高校でいえば15名程度、そして四万十高校でいえば10名程度をスタートとして一月、年内でそれを15%から20%、窪川でいえば20人、四万十でいえば12人から15人を年内に目指していたところで、来年以降は、先ほども言いました体制が整えば、その割合を徐々に上げていきたいという計画でありました。

○議長（橋本保君） 11番下元昇君。

○11番（下元昇君） それではもう一点、講師の中身なんですけれども、この資料の中では、今言った塾長でありますとか業者委託の講師、あるいは地域おこし協力隊以外で、この指導内容では一般の学習コース、これは国語、数学、英語、社会、理科の5教科と別個に、指導内容として英語のコースということが資料にもございます。この内容は、英語力の向上と英検などの資格を取得するための別枠で英語のコースもありますよという計画だ

ったと思うんですけれども、この英語のコースについてのご説明を言いますと、町内で時間講師2名を雇って、それぞれの教室でというようだったと思うんですけれども、現在、この英語コースの授業はどうなっているのか、その点についてお伺いをします。

○議長（橋本保君） 政策監山脇光章君。

○政策監（山脇光章君） こちらの町の塾のスタイルとして、学習コースと英語コースを設けたいという案でございまして、実際は現在の通塾生においては、興味のある生徒はいるわけですが、週2日のこの開催では、英語コースの設定まで行っていないのが現状であります。ただし、英語コース、英会話も含めて、町内で英会話教室もやられている方もおりますので、その方にも来ていただいて英会話を含む英語コースを来年以降、組み立てていきたいと考えておりますが、さらにはその英語コースを受講して英語の資格試験、その先は留学等、そして自分がやりたい目標に向けてどうつながっていくかも、やはり個人それぞれに将来を見据えていただく場面も必要でありますので、現在そこを練っているところでございまして、まだ年内には英語コースの、開設はちょっと無理だという判断であります。

○議長（橋本保君） 11番下元昇君。

○11番（下元昇君） それで、来年度から英語のコースもやりたいということだと思っておりますけれども、やはり午前中の政策監の答弁の中で、冒頭申し上げましたようにこの塾のやっていること、あるいは内容的なこと、あるいは将来的にはこういった英語のコースも来年度からは本格的にやっていきたいと、そういったこともやはりもっともっと町民、特に中学生の生徒の方々に学校等を通じて本年度、11月1日からのオープンにはこのコースはできなかったけれども、来年度以降、こういった英語コースも是非やりたいから、四万十高校あるいは窪川高校に入学すれば、無料でこういった英語の実践的な英会話なんかも含めて、あるいは将来的には今答弁があったように留学制度なんかも利用して、やはり国際人になれるように、それがひいては大学のほう、あるいは就職するにしても進路に大きくプラスになると思いますので、是非ともそういったことを学校あるいは保護者の方々にもっともっと来年度までPRをして取り組んでいただきたいというふうに思います。

次に、四点目でございますけれども、地域おこし協力隊員の役割を聞くというふうに書いておりますけれども、現在は、午前中の質疑では地域おこし協力隊3人ということでしたけれども、窪川が私の知っているところでは2名ですか、それから大正に1名ということで、それも答弁がもしあれば正確にお願いしたいんですけれども、この方々はこの説明

にありますように、講師というのがこの方の役割だとは思いますが、地域おこし協力隊という方を講師に招いて、講師になっていただくわけですが、やはり通常の、ほかにも18名ぐらいですか、地域おこし協力隊が来ていますけれども、やはり同じような面接してとか、いろいろな選定ですよ。そのときにこういったようなことで応募の候補をとってきたのか、それと地域おこし協力隊は財源的には別の事業でやっておりますので、町の持ち出しにはならんかなと思うんですけど、そのあたりも含めて財源の措置と選定方法などをお聞かせ願えればと思います。

○議長（橋本保君） 政策監山脇光章君。

○政策監（山脇光章君） 町営塾のスタッフとして都市部の若者、青年を協力隊制度を活用して来ていただいているのはご承知のとおりでございます。現在、4名の協力隊員を募集しておりましたが、なかなか人選といたしますか、選任に至らず、今3名で協力隊員は学習の指導に当たっていただいております。この3名がやはり町内高校の生徒自体を把握するに当たっても、窪川高校、四万十高校、両校の生徒にじかに会って面談することも重要である時期と考えまして、現在は窪川、四万十両方へこの3名が出向き、一緒になって活動をしている状況であります。

そして、この町営塾のスタッフの協力隊の採用に当たっては、運営委託業者である株式会社ファウンディング・ベースに採用支援をお願いしておりまして、この田舎で生活して協力隊として高校生に関われるスキル、思いを面談、面談の前に募集広報はしていただいて、度重なる面談を通じてこちらへ打診していただいて、そこで会社とうち、人材育成推進室中心になりますけど、そこで協議をして採用ということで決定をさせていただいております。これは、他の16名、今現在町営塾スタッフを入れて協力隊は19名おりますけど、他の16名の協力隊とは少し違った形で町営塾スタッフは募集をさせていただいております。これは高校教員とか中学校教員の免許の資格を必須条件とはしておらない町営塾の講師でございますので、さらには協力隊としてこの地域で町営塾を通じて生かせるもの、思い、発揮できる能力も面談の中で協議しながら、双方で協議をして採用を決定させていただいております。今後、1名についても引き続き継続して協力隊は採用していきたいという思いですので、会社と町と情報共有をとりながら進めているところでございます。

○議長（橋本保君） 11番下元昇君。

○11番（下元昇君） もうちょっと協力隊のことでお伺いしますが、通常協力隊の場合は3年が限度ですよ。それで、例えば、次の質問にも関係あるんですが、3

年たった卒業と。できたらもう、四万十町に移住・定住をしていただくということになるんですけども、やはり基本的には3年が過ぎたら、もしその方が仮に2年でほかの仕事へ就きたいとか、もろもろの事情があるかと思うんですけども、そういったときにはもう、次に、急に言ってもなかなか、こういう学校の講師としての赴任ですので、急には途中で難しい面もあると思うんですけども、基本的には3年が終わったら、3年間やっていただけるのなら終わった時点でもう、来年を見込んで新しい募集を掛けて、ずっと、現在は3人ですけども、基本的には地域おこし協力隊で4人体制で将来的にも運営をするというような考えでよろしいでしょうかね。

○議長（橋本保君） 政策監山脇光章君。

○政策監（山脇光章君） 今の制度設計の中では、協力隊4名、その上に業務委託として塾長含み3名、7名でずっと進んでいく計画でございます。

○議長（橋本保君） 11番下元昇君。

○11番（下元昇君） 分かりました。それでは、この公設塾、五点目、最後の質問になりますけれども、この公設塾に来年度以降も約3,850万円の予算を付けて事業を継続していくというふうに予算資料がございました。そこでお伺いしますけれども、本年度からの事業も含め財源措置がふるさと支援基金からの繰入金事業で運営されている計画なんですけれども、そこでお伺いしたいのは、先日の第2次四万十町総合振興計画の説明会の中でもお伺いをしたんですけども、ふるさと納税制度というのは未来永劫にずっと続く税の制度ではございません。そこで、この人材育成推進事業は、やはり短期的な取組ではなく長期的に高校の存続を続けるために行う事業でありますから、やはりきちんとした十分な財源措置をとっていくことが大事だろうと思うんです。

そこで、今後の財源の確保の点をお伺いしますけれども、この公設塾事業の長期的な運営に係る財源措置と運営などについて、執行部の考えをお伺いしたいと思います。

○議長（橋本保君） 政策監山脇光章君。

○政策監（山脇光章君） この町営塾も含めた高校応援大作戦、そして人材育成推進事業は、新たな取組であり、新たに大きな経費を要するものであると考えます。やはり財源確保は今後の大きなウェートを占める部分でもありますので、しっかり財源計画は立てていかなければなりません。そこで、昨年度を含め、この人材育成を短期で終わらせるのではなく中長期的に進めるに当たって、財源計画を検討してまいりました。

まず、一つは地方創生に絡めた四万十町まち・ひと・しごと創生総合戦略に計上して、

国の交付金も視野に入れた計画、そして本年３月の議会で議決をいただきました平成32年度までの過疎地域自立促進計画、この二つに重要な案件として人材育成推進事業全体を盛り込んだところです。

本年度の当初予算では、過疎地域自立促進計画の過疎債事業、いわゆるソフト事業を活用した人材育成推進事業として５年間で計画に盛り込んだところでございますが、最近のふるさと納税を活用したふるさと支援基金の活用を検討する中、やはり町外の方の納税の目的である、ふるさとの未来を担う子どもたち、そしてふるさとを守り元気にする人づくり、地域づくりという項目がありますので、そこに位置付けて活用することが最も現在効果的であるとして、本年度の９月補正では財源組替をさせていただいて、ふるさと納税を活用させていく計画としているところです。

先ほど議員もおっしゃられましたが、ふるさと納税制度がいつまでかは分かりません。しかし、この新しい、言わば未来への投資については経費もかかるわけですので、過疎債のソフト事業を基本に計画を立てていき、それを中期財政計画にも反映させていただいております。言わば最小限の経費で最大の効果ができる制度設計には努めていかなければなりません、このように二つの財源は現在、確保できているという状況でございます。

○議長（橋本保君） 11番下元昇君。

○11番（下元昇君） 説明いただきまして、財源のほうは、長期的に取り組む分はもう確保するという事で答弁をいただきました。

その中でもう一点だけ、この財源措置の中で政策監の中から何度か、いわゆる業務委託をしております株式会社ファウンディング・ベースのことが出てまいりましたけれども、この企業について財源措置、大体1,150万円が９月の補正の中で出てきましたけれども、これは来年度以降も、この1,150万円というのは変わらずに委託料で行くのか、今年は始まりが４月から始まっておりませんのでこういった金額になっているのか、来年もし仮に継続して委託する場合には、この1,150万円がもっと膨らむのか、そこのあたりだけちょっとご説明願いたいと。それと、簡単にこの会社の、こういった概要説明でも構いませんので、説明願いたいと思います。

○議長（橋本保君） 政策監山脇光章君。

○政策監（山脇光章君） 運営委託先である株式会社ファウンディング・ベースでございますが、９月議会で提案させていただいて今進めておるのは、約半年分、年間の２分の１程度でございますので、来年度、年間になるとこの２倍程度となります。そこには、講師

で来ていただける3人の人件費含め、総合的な運営委託の部分、コンサル部分等々入って1,150万円の2倍程度の見積もりということで、現在協議中でございます。

委託先のこの株式会社ファウンディング・ベースは、東京にある会社でございます、人材育成とまちづくりプロジェクトを支援する、いわゆるインキュベーション会社、事業の創業や起業を支援する会社、それには優秀な人材を採用して派遣をすとか、協力隊として採用支援をすとかいうふうに町のまちづくりを支援する会社でありまして、現在は島根県津和野町で町営塾だけではなく新規就農施策、新たな観光施策などの事業提案のもと、新たな事業を始めている会社でありまして、また岡山県の吉備中央町等でも町と直接関わって行っている会社でございます、我が四万十町におきましても、町営塾、教育の部分だけではなくまちづくり全体へもいろいろなご提案、新たな風を送り込んでいただける会社として選定をして、取り組んでいただいているところでございます。

○議長（橋本保君） 11番下元昇君。

○11番（下元昇君） この公設塾についてお伺いをしまして、答弁もいただきました。何より大事なことは、先ほども途中申し上げましたけれども、年間、来年度はおそらく実質的には4,000万円ぐらいの予算措置をする、それもしかもし長期的に行う大事な事業ですので、とにかく生徒、中学校への生徒、あるいは学校の先生方、そして親御さん、保護者等へも十二分にこの事業を説明していただいて、来年度以降でできればもっと多くの生徒さんが集まり町内2校の県立高校の存続につなげていく事業になりますように、執行部もさらなる努力をお願いしたいということで、この質問に関しては終わります。

続いて、地域振興ということで、韓国高敞郡との国際交流事業について三点ほどお伺いをいたします。

まず、一点目でございますけれども、韓国との国際交流事業は、現在は全羅北道の高敞郡との間に正式に町が平成24年4月2日に友好交流協定を結び、人的な交流を中心に毎年行っていますけれども、友好交流協定に、四万十町と高敞郡が協定を結ぶに至ったこれまでの経過、そしてその協定内容とどういった目的なのか、また国際交流員事業の取組も含めて、現状の取組についての説明をまず求めたいと思います。

○議長（橋本保君） 企画課長敷地敬介君。

○企画課長（敷地敬介君） それでは、国際交流事業について、まず最初に高敞郡との友好交流協定に至った経緯について、少しご説明をさせていただきます。詳しい資料が残っていない部分もありまして、少し不確かな部分もございますが、ご了解のほうをお願いい

たします。

一番最初になります。旧大正町や窪川町の住民有志の方々、また中村ロータリークラブの方などが主体となりまして、韓国朝鮮大学校外国語大学日本学科の学生との交流を平成15年より行っているという記録がありまして、これをきっかけにこの四万十地域と韓国との交流が始まったようにと今、推測しております。その後の平成17年に旧大正町や窪川町の住民有志の方、また先ほど言いました中村ロータリークラブの方などを中心に、高知県四万十地域国際交流促進協議会という組織が設立されまして、この協議会が平成17年より韓国からの留学生の受け入れに取り組んでこられたというところで、町としてこの時点まで何か特にやっていたということではないようです。この研修生につきましては、平成12年から毎年1名ということで、最終的に平成23年度まで計5人の方の受け入れをこの協議会のほうが行っておられまして、研修生の方は本町に在住中は、旧のときは旧窪川町役場企画課、合併しましてからは四万十町の企画課内に席を構えて、韓国語教室を始め四万十地域の住民の皆様とさまざまな交流を行っていたと聞いております。

平成18年に来られた研修生、二番目に来られた研修生になるんですが、この方が高敞郡出身の方であったことがありまして、ここから高敞郡と本町との最初の交流が始まったのではないかと推測している状況です。平成18年には協議会のメンバーが全羅南道町及び初めて全羅北道の高敞郡に訪問を行っているという記録が残っておりまして、平成19年には高敞郡の農村開発大学海外研修ということで、高敞郡より本町へ先進農業の視察ということで訪問団の方が見えられております。

また、平成19年と20年には、これは町が事業として行いました四万十町中学生海外派遣事業として高敞郡のほうに本町の中学生が留学というか訪問しまして、約10日程度やと聞いておりますが、高敞郡の家庭にホームステイするなど、高敞郡の生徒との交流事業を行っております。ただ、平成21年もやる予定でしたが、このとき何か流行したインフルエンザの影響で取りやめになったということで、そこからは継続した取組はできておりません。

その後、平成21年と24年になりますが、高敞郡からの訪問団が来町しておりまして、この平成24年の、このときに高敞郡守が初めて本町を訪問しておりまして、そのとき先ほど言われましたように高敞郡から申入れがありまして、友好交流協定を締結したという流れになっております。

続きまして、その協定内容と目的でございますが、この協定につきましては、日本国四

万十町と大韓民国高敞郡の友好交流協定書として、高敞郡の申入れにより、先ほど言いましたように平成24年4月2日に四万十町長と高敞郡守の署名により結ばれており、協定書には両町郡の相互理解増進、友好協力、交流を促進するために友好交流協定を締結すると記載されておりまして、具体的には四万十町と高敞郡は平等原則に基づき教育、文化、スポーツ、農林漁業、人材などの分野において相互交流と協力を通して繁栄と発展を図る、また緊密な連絡を保ち交流と協力を行い、両方の経済的な福利を増進させるとなっているところです。

現在、本町が他自治体との友好交流協定を結んでおりますのは、石の風ぐるまの縁による岡山県高梁市、また熊本県山鹿市、それとこの韓国高敞郡の三つの自治体となっております。国内の友好都市とは災害時応援協定を結ぶなど、特に災害に関する連携について協力体制を築いているところです。また高敞郡におきましては国外ということもあり、言葉も文化も違うことから交流や協力体制を築くのは課題も多いところなんです、協定を締結した平成24年4月以降行った取組といたしましては、平成25年4月に町長、議長ほか協議会のメンバーが高敞郡庁及び高敞南小学校等を訪問、一度訪問団をつくって訪問しております。また、四万十地域国際交流促進協議会の訪問団が高敞郡をこの年に訪問しております。また、平成25年度には高敞南小学校と七里小学校とのスカイプ交流事業ということで、小学生同士によるテレビ電話による交流という事業を行っているという状況となっております。

町の取組としましては、協定締結後は、先ほど言いました平成25年4月に町長ほか高敞郡を訪問した後、具体的な取組はできておらず、協定を結んだ両、高敞郡、本町もそうなんです、首長が実は平成26年に交代しておりまして、その後、実は高敞郡との事務レベルでの協議も新郡守の考え方もあるということで、平成26年度以降の具体的な取組が計画できなかったという状況になっておりました。このことから、両首長が協議してまず信頼関係を構築する必要があると考えて、去年になります、平成27年3月に御存じのように町長、議長と一緒に高敞郡のほうを訪問して、今後の交流に関する協議をいたしたところです。また、昨年度には本町の10周年記念式典にご案内をしたところ、郡守を始め9名の関係者が本町へお越しいただいて、この時点でやっと郡守の理解も得られて、郡守からは職員の相互派遣に対する提案もいただいたというところでございます。

また、今年の10月になるんですが、10月には先ほどの9月議会でも予算のほうを提案したんですが、高敞郡守からの招待を受けまして、高敞郡の一大イベントでありますモヤン

ソン祭という祭りがあるんですが、ここへ参加をしてくれということでご案内をいただき、本町の産品でありますとか食べ物、まちのPRを行うと共に、高敞に住んでおられる日本人の方や郡守、議長との懇談や意見交換もまた行いまして、今後の交流につきましては、高敞の方々もこちらのほうへ子どもたちを行かせてみたいというご意見もありまして、本町としましても子どもたちとか産業を支える若者交流を進めていきたいというふうに関意見交換をしたところです。

また、祭りのほう、産品等のPRもさせてもらったんですが、多くの高敞の方にお越しいただきまして、特に食べ物に興味を持たれたことと、あとお茶や日本酒です。日本酒に特に興味を持たれました。それとまた、岩本寺、四万十川につきましても興味を持たれまして、日本酒についてはどうすれば仕入れできるのかとかいった問いや、岩本寺には是非行ってみたいというような話もされたところです。

課題は、今後どのようにこの交流を発展させていくか、言葉の問題と相手の考え方などというちょっと大きな課題もありますが、郡守と町長、あと両議会議長におきましては、これで2回交流できて良好な関係が築かれたと感じております。今後は協定にありますような各分野における具体的な交流を、高敞郡と話して取り組んでいくような必要があると考えているという状況です。

○議長（橋本保君） 11番下元昇君。

○11番（下元昇君） 課長に今、経緯とか現状、どういったことまでやっているかという答弁をいただきましたけれども、現状では人的な交流が主なこれまでの取組であったかなというふうに捉えられましたけれども、それで二点目ですけれども、正式には四万十町となってからは平成24年4月2日の締結以降ですけれども、例えばやっぱり費用対効果をお伺いしたいんですけれども、あまり詳しいことを聞くというよりは、そういう人的な交流で、先ほど答弁があった10月ですか、町長、議長、あるいはこちらの町民の方も行って向こうの最大のイベントに参加したという答弁、報告がありましたけれども、そういったふうに今、仮に四万十町の町長始め議会関係者あるいは町民の方々が向こうのほうにお邪魔して、何泊したかちょっと詳しいことは分かりませんが、大体一回高敞郡のほうにお邪魔していろいろな行事に参加するのに、手ぶらで行くというのもできんでしょうから、お土産代も含めてどのぐらいの経費が1回につき掛かるものか、そのあたり、分かっているればお示し願いたいと思いますし、費用対効果という面では、協定内容ではあまり、今の答弁でも実際に課長が言っているように人的な交流までしか波及していないとい

うことがありますけれども、まず金額はどの程度必要なのか、この点についてお伺いをします。

○議長（橋本保君） 企画課長敷地敬介君。

○企画課長（敷地敬介君） それでは、去る10月に四万十町訪問団ということで高敞郡守からのご招待を受けて、町長、議長、また私とあと協議会、先ほど言いました四万十地域国際交流促進協議会の方をお願いをしまして、四万十町の出展といいますか、向こうのイベントへの四万十町のブースの出展ということで、その部分を協議会の方をお願いしたということで、取り組んでおります。

そのときの費用になりますが、9月補正予算で計上させていただいて質疑もやらせていただいたんですが、大きく言いますと、この町職員の旅費として予算額ですが36万1,000円と、あと協議会の方に行ってもらおうということで、協議会の方の分の費用弁償37万5,000円を予算計上しております。それと、言われましたようにお土産代として3万円を予算計上しております。あと、そのほか予算のときも説明させていただきましたが、あちらへ出展する、その出展する材料代とかいう費用として国際交流促進協議会のほうへの補助金として30万円を計上しているという、大きなところはそういう部分になります。

ただ、費用としましては向こうの韓国へ着けば、そこからの費用は向こうの高敞郡が今回の訪問の場合見てくれております。ですので、ここから空港までのバスとか高速代、それと航空飛行代、その部分ということにはなります。

以上です。

○議長（橋本保君） 11番下元昇君。

○11番（下元昇君） 10月の高敞郡に行ったときには、100万円ちょっとの経費というか予算が掛かるという事業ということが分かりました。

それでは、最後の三点目で、ここが一番大事な部分かなと思うんですけれども、今後をにらんでのいわゆる国際交流事業ですけれども、今回の、今開かれておりますこの12月定例会に町長そして議長、議会に対して、町内にございます協同組合高幡木材センターから、林業振興策として販路拡大と、そして地産地消への取組について陳情がっております。これが陳情書ですけれども、その趣旨として、本町の友好都市協定を締結している韓国高敞郡へのトップセールスなどによる販売供給と事業展開の件と、そして高知県の海外流通をにらんだ外商との連携等が趣旨として書かれております。

そこで、町長にお伺いしたいと思うんですけれども、私の聞いた範囲では、この木材セ

ンターの理事長始め町長あるいは議長も同席したかな。それで、広島県のほうに出向かれて、今後の取組について話をしたということを聞いておりますけど、そういった詳しい内容が分かりませんので、今後の取組について先だつての総領事をお伺いしたことも含めて、どういったことで林業振興しようとしているのか、町長の考えがあればお伺いをしたいと思います。

○議長（橋本保君） 町長中尾博憲君。

○町長（中尾博憲君） お答えを申し上げたいと思います。

先ほど来の韓国との交流というのは、本当に私も大事な部分であると思いますが、その線上での今回の話ではありません。ただ、そういった交流を通して広島県の総領事館の総領事とのご縁をいただきまして、何とか韓国訪問時も様々な建物、そして高敞郡のたたずまいを見てきました。これまでもそれぞれ、さきの有志の皆さん方にそういった思いがあったということも承知しておりましたので、今回、帰って、先だつて総領事が四万十町に、夏ごろだったと思いますけれども全羅南道と高知県の催しがあつて、そのときに同行しておりまして、その明るく日には四万十町に来ていただきました。会食のときに、これは総領事館の仕事ではないというふうに直接思いますけれども、是非そういったことで、ソウルの駅前もすごいビルもまた建っておりますし、今、富裕層という言い方はよくないかもしれませんが、本当にこだわりのある持ち家を建てる方は1回造った後にまた取り壊しをして木質化をしておるというような現状もありました。ですから、一回相談をしてみようということで、議長は同席をしていなかったですが、木材センター、それから議会からは味元和義議員、そして森林組合の組合長、それから集成材工場の工場長ということで出向きました。

今回、そういったご縁をいただきましたので、何とかお願いできないかなということでお願いしたところ、ちょうど大学の先輩がソウルのほうで工務店をやっておるということでございましたので、やはりそこへつなぎをしようよということで、そういったお返事をいただきました。先だつての議会でもご承認いただきました集成材工場のショールームの完成時期に一回こちらに招へいして、是非うちの製品も見ていただいて、それから人間関係もつくって、今後木材センター、さらには集成材工場の製品の利用の拡大に努めていこうということで、一定のご了解をいただいたところです。ただ、総領事館のほうにご迷惑をかけてはいけませんけれども、あくまで今の段階では個人的なおつなぎということで理解しておりますので、今後、県の動きもありますけれども、やはり県の動きに同調してし

まいますと、高知県全体の動きの中でどうしても自分自身は埋もれてしまうというふうに感じましたので、これはちょっと骨ですけれども、やはり四万十町独自で地元の事業者と力を合わせて販売促進に力を入れていきたいということでございます。

今回、訪問したときの総領事の感触というのは、非常にうれしく、また手応えがあったというふうには感じております。

以上です。

○議長（橋本保君） 11番下元昇君。

○11番（下元昇君） 分かりました。今の町長答弁では、この事業は民と民の、民間同士のやはり商取引がベースになるということはよく理解しております。陳情のあった木材センターも、理事長を筆頭にこういったこととにかく取り組んでいきたいと、国内向けの販売だけでなく、やはりせっきくのこういった友好都市協定を結んでいるところに向けても、外国に向けてもやっぱり打って出たいという意向がありますので、それを受けて、やはり執行部としても、民と民の商取引ではあるとはいえ、できるところは今まで培ったこういう交流事業を通じて最大のバックアップをしていただいて、林業振興につながるようには是非取組をしていただきますことをお願いいたしまして、ほかにも少し詳しい内容を聞きたいところもありましたけれども、また後ほど個人的にお伺いをするということで、私の一般質問を終わります。

○議長（橋本保君） これで11番下元昇君の一般質問を終わります。

ただいまから2時15分まで休憩します。

午後1時59分 休憩

午後2時15分 再開

○議長（橋本保君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

13番槇野章君の一般質問を許可します。

13番槇野章君。

○13番（槇野章君） それでは、一般質問をさせていただきます。通告に3点ほど通告しております。災害時対応についてと、所管の委員長がこんなことを質問したらどうかと思いますが、今後の町道維持管理についてと、支障木対策についてということで通告しておりますので、今から一般質問を始めたいと思います。

まず、災害時対応についてですが、1項目め、災害時の高齢者、障がい者の避難支援体制について問うということで、平成23年の東日本大震災において被災地全体の死者数のう

ち、65歳以上の高齢者の死者数が約6割、障がい者の死亡率は被災住民の死亡率の約2倍と、災害弱者に被害が集中しております。本町では区長と民生委員とで見守り台帳を整備していると思いますが、災害時、施設以外、地域内で生活する高齢者、障がい者あるいは看病をしている人たちの避難支援体制ができているのか、また避難行動要支援名簿が、これは市町村に作成が義務付けられておりますが、できているのか、まずお聞きしたいと思います。

○議長（橋本保君） 健康福祉課長山本康雄君。

○健康福祉課長（山本康雄君） お答えをいたします。

まず、災害時において地域で生活する高齢者等の避難支援体制ができているのかという点についてでございますが、現状におきましては地域において災害時に支援を必要とする全ての高齢者、障害のある方の、適切で実効力のある避難支援体制が確立されているといった状況にはなっておりません。ただ、避難行動要支援名簿ができているかということに関しましては、本町では高齢者の見守り台帳とは別に、災害時要配慮者名簿というものを作成しております。この名簿につきましては、要介護3以上の要介護高齢者、75歳以上のひとり暮らし高齢者、身体障がい者・精神障がい者手帳1級及び2級所持者、療育手帳最重度から中度の保持者、難病患者その他町長が必要と認める方を対象に作成をしているものであります。現状ではこの名簿を活用いたしまして、災害時に速やかに安否確認や避難誘導等の支援ができるよう、役場の関係部署、警察署、消防署、消防団、自主防災組織、所属する区長、民生委員、児童委員、社会福祉協議会といったところで情報を共有できる体制をとっておりますけれども、冒頭申し上げましたとおり、名簿の登録者に対する適切で実効力のある支援体制ができ上がっておりませんので、そこが大きな課題だというふう

に認識をしているところでございます。

以上です。

○議長（橋本保君） 13番槇野章君。

○13番（槇野章君） 避難支援体制ができていないということですが、それぞれの役割分担だと思いますので、支援体制の確立をお願いいたします。

また、今課長が言われました、災害時要配慮名簿ができているということですが、それぞれの集落の自治会に入っていない未加入者、この人についての対応はどうか、併せてお聞きいたします。

○議長（橋本保君） 健康福祉課長山本康雄君。

○健康福祉課長（山本康雄君） お答えをいたします。

自治会未加入者の対応はというところではありますが、地域地域には民生委員がおられます。民生委員は自治会の加入、未加入にかかわらず日常支援を必要としている方々への個別支援活動など実施をしておりますので、地域を担当しておられる民生委員を通じまして自治会等に協力をお願いしていく形になろうかと思えます。また、こうした災害に向けた取組を通じまして、自治会活動やご近所の大切さを伝えていくことによりまして、自治会への加入にもつながるのではないかと考えるところでございます。

以上です。

○議長（橋本保君） 13番槇野章君。

○13番（槇野章君） 今日は危機管理課も来てくれておりますので、自主防災組織で未加入の世帯、そういうときの訓練をするときの招集方法等あればお聞きしたいと思います。

○議長（橋本保君） 危機管理課副課長川上武史君。

○危機管理課副課長（川上武史君） お答え申し上げます。

自主防災組織に自治会未加入者が訓練等で参加する方法はということでございますけれども、現行では自主防災組織に加入するということは自治会の加入条件を別に必要とはしておりません。住民であればどなたも自主防災組織に加入をしておるという前提で様々な取組を行っているところでございますので、自主防災組織が何らかの避難行動なり避難活動、避難訓練などを行う場合には、すべからく住民の方は皆さん参加していただけるものというふうに理解をしております。また、呼び掛けについても自治会加入、非加入にかかわらず、参加していくように呼び掛けていただけるものというふうに自主防災組織のほうとも話し合いを進めておるところでございます。

以上です。

○議長（橋本保君） 13番槇野章君。

○13番（槇野章君） ありがとうございます。この避難行動要支援名簿は、家族などの支援が受けられない方を掲載して、自主防災組織や民生委員、あるいは消防署や警察などで避難支援関係者に情報提供することで円滑な避難支援や安否確認を行うことを目的としております。災害時に必ずしもこれを登録しちゅうき助けてもらえるものでもなく、法的な責任や義務も負いませんが、この避難支援とはどのような内容なのか、お聞きしたいと思います。

○議長（橋本保君） 健康福祉課長山本康雄君。

○健康福祉課長（山本康雄君） お答えをいたします。

現状におきましては、災害時に避難勧告等が発令をされまして、当該情報が避難地区民に行政無線等で周知をされた場合におきまして、当該地区の情報伝達者及び避難支援者が災害時要配慮者の個人ごとの身体に関する情報、避難支援を必要とする理由、そして避難時に配慮しなくてはならない事項、緊急時の連絡先などをもとに情報の伝達、避難の支援、避難所からの誘導、報告を行うといったところになるかと思います。

以上です。

○議長（橋本保君） 13番槇野章君。

○13番（槇野章君） それでは、また二点目へ参りたいと思います。

今後の避難訓練等で高齢者、障がい者の参加を積極的にしていく必要があると思うがどうかということで、あるところでたまたまいたときに、今日は避難訓練があるが寝たきりの主人を置いて避難訓練に参加したくても参加できないというおしかりをいただきましたが、地区内の事情や本人の意向等もあろうかと思いますが、自主防災の訓練の段階から参加ができる、地域における避難行動要支援者の支援ネットワークの構築の促進をしていく必要があると思いますが、考えをお聞きいたします。

○議長（橋本保君） 健康福祉課長山本康雄君。

○健康福祉課長（山本康雄君） お答えいたします。

自力避難が難しい高齢者や障がい者の方への避難支援や配慮を必要とする方の支援は大変重要なものと考えております。地域におられる避難支援を必要とされている方が実際にどのような支援を必要としているのかを、名簿の掲載情報をもとに支援をしていただく自主防災組織、民生委員、消防団と協議検討してまいりたいと思っております。実際には現在、順次名簿に登録をされました方の個別計画の作成を行っておりますけれども、避難場所、避難経路、避難方法、情報伝達方法について要配慮者ご本人や避難支援者、そしてまた危機管理課とも連携をしながら、実効性のある取組を進めてまいりたい、そのように考えております。

以上です。

○議長（橋本保君） 13番槇野章君。

○13番（槇野章君） 危機管理と連携もしながらということですので、自主防災の訓練の段階から要支援者を訓練するということは可能なのか、ひとつお聞きしたいと思います。

○議長（橋本保君） 危機管理課副課長川上武史君。

○危機管理課副課長（川上武史君） お答え申し上げます。

自主防災訓練の中で避難行動要支援者の方が避難訓練に参加できるのかというご指摘でございますけれども、7月の防災講演会でも少し触れさせていただきましたけれども、お隣の黒潮町などでは要支援者の方の自宅内避難訓練というものが行われております。これは夜間での、また在宅中に被災された場合に避難場所まで行くということがなかなか困難であるという方であっても、とりあえず家の外まで逃げるという訓練をしていただいて、そこに自主防災なり共助の助けが参るというような訓練をするという趣旨で、自宅内避難訓練というものを行っております。四万十町におきましても、この事例を受けまして、全ての自主防災組織ではございませんけれども、一部自主防災組織にそのような訓練の実施を呼び掛けておるところでございます。来年度に向けて現在、初期消火訓練とかそういった訓練を行っておりますけれども、そういった自宅内避難訓練などの要配慮者に対する防災の呼び掛けを進めてまいりたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（橋本保君） 13番槇野章君。

○13番（槇野章君） 是非全町に広げていただきたいと思います。

それでは、最後の三番目に移ります。自主防災組織と民生委員の役割分担について問うということで、平成25年6月に災害対策基本法の改定により、高齢者、障がい者などの避難行動支援要支援者の名簿と個別の支援計画の作成や支援体制づくりを推進するため、自主防災組織と民生委員が共有し連携して避難行動要支援者の支援活動を行うための手引書というものが、実はこれは静岡県のものですが、あると聞きますが、災害時の活動に対する基本的な考えについてお聞きをいたします。

○議長（橋本保君） 健康福祉課長山本康雄君。

○健康福祉課長（山本康雄君） 行動手順書ということでございます。うちのほうには自主防災組織と民生委員が共有する行動の手順書というものはございません。ただ、本町では議員おっしゃられましたように、平成25年6月の災害対策基本法の改正を受けまして、平成26年7月に従来の計画を置き替えまして、新たに四万十町災害時要配慮者避難支援計画というものを策定いたしております。この計画の中で基本的な考え方をいろいろ示しておりますけれども、最も基本的な考え方といたしまして、日頃から災害時要配慮者の自助、地域の区長や民生委員、ご近所の方並びに地域の自主防災組織と支援協力団体の共助を基本に、災害時要配慮者への情報伝達体制や避難支援体制を整えて、地域の安心・安全

体制を強化していくことということが大事なことはないかと思っております。

以上です。

○議長（橋本保君） 13番槇野章君。

○13番（槇野章君） 課長、今言うてくれたけど、行動支援マニュアル、手引書ですけど、これ、本当に自主防災、自治会が何をするのか、民生委員が何するのかと詳しく分けております。こんな手引書を今後作らないのか、作るのか、ひとつお答えをいただきたいと思います。

○議長（橋本保君） 健康福祉課長山本康雄君。

○健康福祉課長（山本康雄君） 分かりやすい手順書というのは本当に必要だと思いますので、明確に役割を分けるのはどうかなというところもございませうけれども、そこは危機管理課とも連携をしまして、より地域の方が分かりやすい手順書というものができればそれに越したことはないと思っておりますので、そういうところで検討してまいりたいというふうに思います。

以上です。

○議長（橋本保君） 13番槇野章君。

○13番（槇野章君） それでは、避難行動要支援者の基本的な役割分担ということで、この手引書にも書いておりますが、自主防災組織には地域での自主防災の実施主体、避難行動要支援者の個別支援計画、避難所運営の実施主体、避難行動要支援者の自宅からの避難支援であり、民生委員には避難行動要支援者の調査及び名簿、個別計画作成の協力、避難行動要支援者の安否確認、避難行動要支援者の避難所での生活支援が挙げられていますが、本町ではどのような役割分担ができていいのか、この12月1日には民生委員が全国一斉の改正日でありましたが、高知新聞にも民生委員は不足で深刻な状態と出ておりましたが、本町は欠員があったのかなかったのか、また昔はよく独居老人のところへ民生委員が訪問している姿を見かけましたが、現在、民生委員の人を知らないなど、よく現場で聞くわけですが、今一度、民生委員の活動内容についてもお聞きしたいと思います。

○議長（橋本保君） 健康福祉課長山本康雄君。

○健康福祉課長（山本康雄君） お答えをいたします。

自主防災組織と民生委員の役割分担ということですが、民生委員の場合には、職務の一つとして住民の方の生活状況を必要に応じ適切に把握をしておくこととされております。が、日頃から地域の要配慮者についても心がけをお願いしております。災害時の避

難援助について要支援者と一番身近な存在となります民生委員に細かな情報の提供でありますとか避難時の支援をお願いしておると共に、個別支援計画の作成にも助言をいただいている場合がございます。

また、民生委員の現状でございます。四万十町内の民生委員の定数は100名体制になっております。窪川が62名、大正が18名、十和が20名でございますが、現段階での欠員は窪川地区の1名ということになっております。また、民生委員の活動内容でございますが、民生委員の職務といたしましては、主に地域の見守りを重点に活動を行っておりますけれども、ほかに主な職務といたしまして、一つには住民の生活状況を必要に応じ適切に把握をしておくこと、二つ目に要援助者の相談に応じ助言その他援助を行うこと、三つ目に要援助者に対し必要な情報の提供、その他の援助を行うこと、四つ目に社会福祉関係者等と密接に連携をし、その事業等を支援すること、五つ目に福祉事務所及び関係行政機関の業務に協力すること、六つ目、共同募金、年末助け合い、日本赤十字社社員増強運動など、各種福祉関係行事への協力などがございます。また、社会福祉協議会の福祉活動などにも積極的にご参加をいただいているところでございます。

以上です。

○議長（橋本保君） 13番槇野章君。

○13番（槇野章君） 課長、民生委員が昔よう独居老人のところへ尋ねていきよった、今、個人情報でどうなのか分からんけど、民生委員の業務としてはその必要がないのか、そこをちょっと聞きたいのですが。

○議長（橋本保君） 健康福祉課長山本康雄君。

○健康福祉課長（山本康雄君） 先ほどお答えをいたしましたところにありますけれども、住民の生活状況を必要に応じて適切に把握をしていくということであろうかと思えます。個人情報につきましては高齢者見守り台帳、それから先ほど申しました災害時要配慮者名簿という両方の名簿がございますけれども、それにつきましてはご本人の了解を得ておりますので、そういったところで支援の必要な方のところへは出向いていただくというところになろうかと思えます。

○議長（橋本保君） 13番槇野章君。

○13番（槇野章君） ありがとうございます。

それでは、二点目の今後の町道維持管理についてということでお聞きをしてみたいと思います。

第一番目の住民参加型の維持管理、マイロードの取組で道路の愛護意識の高揚が図られたかということで問うということでお聞きをしていきたいと思います。

平成27年度決算で道路維持管理費約1億円で、賃金役務費、この町道維持委託管理料を差し引きますと7,600万円、これを四万十町の町道633kmで割りますと、1km当たり約12万円、1m当たり1万2,000円ということで、到底維持管理ができる金額とは思えませんが、今回の質問は、約1,200万円の町道維持管理委託料についてお聞きをしてみたいです。まず、町道維持管理業務委託契約書の第2条にあります、町道請負のほうですが、町道の管理における役割を担い合い、図り、もってマイロード意識を高めることを目的とするとありますが、この道路愛護の意識の高揚が図られたのか、お聞きをしてみたいと思います。

○議長（橋本保君） 建設課長佐竹一夫君。

○建設課長（佐竹一夫君） 道路愛護意識の高揚が図られておるかというようなご質問ですが、先ほど議員言いました1m当たり1万2,000円じゃなく120円じゃないかと思いますが。

ほんで、道路愛護意識の高揚が図られたかというようなご質問だったと思いますが、ある一定の道路愛護意識の高揚は図られていると思います。なぜならと言いますと、集落のみんなで行う道路の草刈り作業は一つの協働であって、昔からどの地域にも、今もあると思いますが、困ったときなどそこに住んでいる地域の人々が協力し合って助け合いの気持ちが今よりはもっともっと多くあったと思います。しかし、現在は時代の変化や住民の高齢化、過疎化、また考え方の違い等が大きく変わってきたことによって、互いに助け合うという気持ちが次第に昔よりは少し薄れてきているんじゃないかと感じています。そういった中で行われる集落内道路の草刈り作業については、自分たちの道路はいつも一番利用している自分たちがきれいにして利用するというような気持ちや意識が集落全体の連帯感の高まりとなって、高齢化、過疎化のこの今、今現在少なからず道路愛護意識の高揚にはつながっていると考えております。

○議長（橋本保君） 13番榎野章君。

○13番（榎野章君） この町道委託料、例えば草刈りに限ってですが、何m以上という制限があるのかなのか。

○議長（橋本保君） 建設課長佐竹一夫君。

○建設課長（佐竹一夫君） 道路の草刈り委託、町道の分、県道の分もあるわけですが、

何m以上とかいう制限は設けてはおりません。しかし、集落内道路がメインとなっております。ということで、短い延長の分につきましては各個人が自分で日常的に草刈りしてくれたりということで、対応できているとは考えています。

○議長（橋本保君） 13番槇野章君。

○13番（槇野章君） 課長が今言いよったですが、委託料が先行しすぎまして、本来自分たちの道は自分たちできれいにするというのがマイロード意識の高揚と思いますが、そのマイロード意識の高揚を図るべくと思いますが、委託料の出ないこの町道、さっき課長が言いましたけど、距離がそんなにない、200m、300mぐらいのところ、委託料が出ないところ、毎年、草刈りを年に何回もする人の姿を見ますが、例えば紙だけじゃきにお金がそんなに掛からんと思いますが、表彰規程をやるとか、きれいにしているところに看板など設置して、意識の高揚を図って維持管理費を抑制することができんか、やる気がないのかお聞きをしたいと思います。

○議長（橋本保君） 建設課長佐竹一夫君。

○建設課長（佐竹一夫君） 200m、300mあれば必ず町の委託の契約というのもできますので、お申し出等ありましたらよろしくお願いします。そしてボランティアといいますか、個人で日頃から委託なしに刈ってくれる方の話やったと思いますが、確かに議員おっしゃるように、表彰等してあげれば一番ええわけですので、一応四万十町におきましても四万十町の表彰規則というのが定められてありまして、表彰に値するものと認めるものがあつたときは、町民及びその分野の関係各課長が推薦書により町長に推薦し、審査会で決定いただければ町長のほうより表彰状並びに記念品の授与があります。町による表彰というのは最近あまりなかったわけですが、今年は合併10周年ということで、それに併せて各分野の表彰があつたわけで、これからも、今、槇野議員が言われるようにそういう方がおりましたら表彰して、道路美化ボランティア活動の高揚を図っていきたいと考えておりますので、そういう方がおりましたら、またご推薦のほうをよろしくお願いいたします。

○議長（橋本保君） 13番槇野章君。

○13番（槇野章君） ありがとうございます。

それでは、二分点目の高齢化で道路の維持管理ができない地区があると思うが、仕事づくりの観点から地区外に委託は、考えはないかということでお聞きしたいと思います。

我々議員も聞き取り調査等々でいろいろ町道の維持管理、草刈りで地区が高齢で町にもう維持管理を戻したという話も多々聞くところがありますが、平成27年度決算で旧窪川で

61集落、大正で23集落、十和で19集落とありますが、全ての集落が実施しているのか、また実施していない場合は直営で行っているのかをお聞きします。直営といっても業者を使ってという意味ではないですので、よろしくお願いします。

○議長（橋本保君） 建設課長佐竹一夫君。

○建設課長（佐竹一夫君） 各地域が契約してやっているかというような、委託を受けているかというようなご質問でしたが、各それぞれ各集落単位で地域性とかがあって、全ての集落で町道の草刈り委託をやっているわけではありません。地域委託の草刈りを実施していない集落については、例えば草を刈るような町道が全然ないとは言いませんが少ない集落や、町道があってもその町道に隣接しちゅう住家や農地の所有者が町道まできれいに草を刈っている集落が主で、また委託を受けても高齢化等により作業ができない集落についてはいわゆる直営、役場で実施もやっております。

以上です。

○議長（橋本保君） 13番槇野章君。

○13番（槇野章君） この町道維持管理委託契約書には受託者が全て区長になっておりますが、高齢でできない地域、例えば家地川ができんき野地から若い人が来てという、ほかから来て区長名でない新たな組織をつくるのか別個として、個人でも構わんのか分かりませんが、受託者となって町道維持管理委託ができんのか、できないのか、そこをお聞きしたいと思います。

○議長（橋本保君） 建設課長佐竹一夫君。

○建設課長（佐竹一夫君） 地域委託の草刈りについては、この草刈り委託を、地域委託を始めた段階から、まず最初に区長のところをお願いいたしまして、集落の年間行事として実施していただいております。しかし、集落全体の事業として実施ができない集落もありまして、個人、それは区長の紹介で個人とか何人かのその集落内のグループとか他集落、他集落でそういう、もっとやってもいいよというようなグループがございましたら、そこへも現在、委託もやっております。これが現状となっております。

○議長（橋本保君） 13番槇野章君。

○13番（槇野章君） 課長、今言った個人やグループへ委託する、今もやっているということですが、その周知方法はどんな形をとられていますか。区長が言うとか。

○議長（橋本保君） 建設課長佐竹一夫君。

○建設課長（佐竹一夫君） 先ほどもちょっと述べましたが、まず最初に声かけは常に区

長にやっておりました。その区長が集落として取り組めんという場合は、区長の紹介で個人に行った場合と区長の紹介でグループへ行った場合と。そしてまた個人から、もう自分もようせんようになったというようなときに、また次の方を紹介してもろうたようなケースもございます。

○議長（橋本保君） 13番槇野章君。

○13番（槇野章君） 分かりました。

じゃ、次の支障木対策についてお伺いをしてまいります。

1 項目めとして、支障木について今までの啓発活動を問うということですが、他の市町村の行政のインターネットをよく見ると、支障木について道路に張り出している樹木伐採のお願いという啓発がよく見られますが、本町として今まで支障木についてどのような啓発活動を行ってきたのか、お伺いをいたします。

○議長（橋本保君） 建設課長佐竹一夫君。

○建設課長（佐竹一夫君） 支障木のご質問ですが、道路上に張り出しておる支障木については、広報紙やケーブルテレビ等による啓発活動は実際、現在行っておりません。以前もやっていなかったんですが、もしそのような木があれば、まず役場建設課のほうまで御連絡、一報を入れてくれれば、うちのほうが所有者と共に現在も対処しております。これもあくまでやっぱり、なぜ今まで啓発活動をあまりやっていなかったかというのは、これはどうしても所有者の方のモラルといいますか、木がはみ出れば、山の木でも道路のほうへはみ出ればまぎるといふ、事故がありやせんやろうかというような個人的なモラルの問題もあろうかと思ひまして、本町、四万十町におきましては、そういうケースが少なかったような記憶で、やっぱり住民意識、これも住民意識だと思いますが、そういう面で数多くそういう事例が出ますと、どうしても広報紙に載せるとか啓発活動を行うような状況にもなりかねんかとは思ひますが、まだ四万十町の場合は住民意識が高いわけで、そういうことはやっております。

以上です。

○議長（橋本保君） 13番槇野章君。

○13番（槇野章君） 建設課長、この間も町内の方から言われたんやけど、宅地から道路へ出ている支障木で結構トラブルを聞くわけですが、本来、課長も言ったけど、所有者の責任で切らないかんと思いますが、今後、今言ったように啓発活動は必要はないと思うのかどうなのか、お聞きしたいと思います。

○議長（橋本保君） 建設課長佐竹一夫君。

○建設課長（佐竹一夫君） 宅地の生け垣等の植込み、緩衝木等の枝がはみ出してカーブミラーをふさいだとかいうような案件は多々、常会のほうとか、時たま警察署のほうからも報告を受けて、その都度うちのほうは対応しておりますが、今後もそういう面につきましては、うちのほうも常に道路上の舗装の穴とかパトロール等もしておりますので、それと以前から木を切つてのけた場所、必ず2年、3年たてばまた伸びてきますので、箇所づけといいますか大体分かっておりますので、そういうことで常に対処できているとは現在思っています。何かあれば第一報の通報をもらえれば対応したいと思いますので、よろしくをお願いします。

○議長（橋本保君） 13番槇野章君。

○13番（槇野章君） 分かりました。

そしたら、二番目に業者委託より地域内委託で建築限界の範囲内の支障木伐採を今後の地域内委託について問うということで、お伺いをしていきたいと思います。

平成27年度決算では、支障木委託料が約100万円でしたが、それ以外の支障木伐採については直営ということだと思いますが、この支障木が原因で自転車や歩行者などに事故が発生した場合、民法717条で樹木の所有者に責任が問われますが、町としての指導責任はどうかということ、例えば町道で落石があった場合、通行中に車の損害が出た場合、これまで専決処分等で補償した経過もありますが、支障木が倒れてきて通行中の車に損害を出した場合などの行政の指導責任についてはどうか、お伺いをいたします。

○議長（橋本保君） 建設課長佐竹一夫君。

○建設課長（佐竹一夫君） 道路場に張り出している支障木で事故等の危険がある場合は、まず所有者にその状況の説明をいたします。その中で今も出ました民法上の責任、717条というのがありまして、これは結局、所有者がその事故を起こした方に損害賠償を求められる民法上の法律があるわけですが、それで一応、こっちは説明いたしまして、本人の了承なりをもらいまして、所有者と一緒にやって対応しております。

○議長（橋本保君） 13番槇野章君。

○13番（槇野章君） 課長、例えば今まで十川のほうでよく、山から石が落ちてきて、落石があつて車が傷んだと、それで補償をした経過もありますが、その支障木が仮に落ちてきたと、町道の通路へ。そうしたような場合は、所有者が民法上は責任があるわけですけど、そこら辺はどうなるがですか。町の責任として。

○議長（橋本保君） 建設課長佐竹一夫君。

○建設課長（佐竹一夫君） いろいろケースがあるわけで、落ちてきた木というのがまず一点、その落ちてきた木がもう落ちかかっちゃうような状況があった場合、それについて誰か第三者、役場も含めてですが、所有者に対してもう木が落ちかかりゆうよと、何とかしてやと、対処しいやというような話があれば、あってもその所有者がそれに関して何もしなかったと。そして木が落ちて事故ったということがあれば、やはり民法上、これは私も専門家、弁護士じゃないですから分かりませんが、717条ですか、損害賠償の責任を追及される可能性はあると思います。ただ、それが日頃からそういうような状況が見受けられない場合、例えば台風の災害、地震の災害等で急に落ちてきた場合、それで下の車に当たるとか人に当たるとかいう場合は、その責任の、瑕疵の責任は問われんと思います。

○議長（橋本保君） 13番槇野章君。

○13番（槇野章君） 課長、もう一回。例えば自分の槇野章の山から石が落ちてきて、佐竹課長の車に当たって町が損害を払ったと。今度、木が落ちてきた場合は補償はないということよね。

○議長（橋本保君） 建設課長佐竹一夫君。

○建設課長（佐竹一夫君） それもそのケースで、先ほども説明しましたが、多分落ちかかっちゃう木を全部のけていないとか、そういうようなことで落ちた場合は、責任、717条ですか、損害賠償責任を求められる可能性はありますが、通常に落ちた場合は保険対応も行くと思います。

以上です。

○議長（橋本保君） 13番槇野章君。

○13番（槇野章君） 分かりました。

民法233条に隣地の竹林の枝が境界線を越えるときはその竹林の所有者にその木を切除させることができるとありますが、言うても切ってくれん場合は勝手に切ることが可能なのか、お聞きをしたいと思います。

○議長（橋本保君） 建設課長佐竹一夫君。

○建設課長（佐竹一夫君） よくある話で、枝等が境界線を越えて支障がある場合、よく見かける場合もあるかと思いますが、一応木の所有者には当然了解を得て、所有者が切るなり了解を得た者が切るなりする場合は当然切っても可能と、それは了解を得ているからということになります。それが勝手に切ったらやっぱり不法行為ということで、逆に損害

賠償を請求されるおそれがあるかと思います。

以上です。

○議長（橋本保君） 13番槇野章君。

○13番（槇野章君） 最後の質問になりますが、建築限界の範囲内、道路法第30条及び道路構造令第12条に、道路を安全に通行するため車道の上空4.5m、歩道の上空2.5mの範囲に通行に障害のあるものを置いてはならないと規定されておりますが、もちろんちょっと上まで伐採すればいいと思いますが、この建築限界の範囲であれば、普通、農家が持ちゅう2tトラックの荷台に8尺ぐらいの脚立を立ててやれば3m50cm、それに人の身長を足せば5mぐらいになると思いますが、そうすると、高所作業車も必要がなく、また地域内委託にすればその山の所有者との交渉もスムーズに行くと思いますが、業者委託と違って、また伐採した支障木は産業廃棄物ではなく地域資源ともなり得ますが、地域の仕事づくりの一つとして、支障木地域内委託の考えはないのかお聞きをしてみたいです。

○議長（橋本保君） 建設課長佐竹一夫君。

○建設課長（佐竹一夫君） 先ほどから槇野議員のほうから民法717条、また233条、今言ったのは道路法30条と道路構造令12条、建築限界等の法律や専門用語で数多く言われて、答弁にもちょっと苦慮しているところですが、支障木が建築限界、いわゆる道路の路面から4m50cm以内にある場合のお話ですが、やはり集落への委託は可能ではありますが、しかし高所作業ということで非常に危険な作業となりますので、議員の言われる仕事づくりも分かりますが、町としては直営で町のほうがやるか、業者委託でそのような場合は対応したいと思いますので、よろしくお願ひしたいです。

○議長（橋本保君） 13番槇野章君。

○13番（槇野章君） 現在、十和地区の一部で地域内委託をやっているところもありますが、4m50以内、建築限界範囲内の委託とそれを超える部分、支障木、これは業者に委託するのか、指定でも、支障木の予算を付けて積極的に支障木伐採に取り組む決意があるのかないのかを、最後にお聞きしたいと思います。

○議長（橋本保君） 建設課長佐竹一夫君。

○建設課長（佐竹一夫君） 町道につきましては、今議会でも認定路線1路線でしたか、120mぐらいでしたか、認定しましたということで、日に日に町道の延長が伸びておるわけで、現在630何kmですか、900何路線とか、もう膨大な延長となっておりますので、今言われるような支障木については常に出てくる話です。それについては、今も言いました

が、積極的に町のほうが以前から支障木の伐採をやっている箇所はよう分かっていますが、また新たに出てくる場所もありまして、当然、住民、集落の方からの通報、そして道路を走っている通行車の方からの連絡等ございましたら、積極的にやっていくつもりをしておりますので、よろしくお願いします。

○議長（橋本保君） 13番槇野章君。

○13番（槇野章君） 皆さん、お待ちかねです。これで私の一般質問は終わりたいと思います。ありがとうございました。

○議長（橋本保君） これで13番槇野章君の一般質問を終わります。

以上で本日の日程は全部終了しました。

本日はこれで散会します。

午後 3 時00分 散会